



Title	漁場利用秩序の再編と沿岸漁民の自立
Author(s)	宮崎, 隆志
Citation	北海道大學教育學部紀要, 52, 145-203
Issue Date	1989-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29326
Type	departmental bulletin paper
File Information	52_P145-203.pdf



漁場利用秩序の再編と沿岸漁民の自立

宮 崎 隆 志

The Reorganization of Order Concerning the Utilization of Fishing Grounds and the Acquisition of Independence of Coastal Fishermen

Takashi MIYAZAKI

目 次

1. 課題と方法	145
2. 漁民層分解の進展と漁場利用	147
(1) 漁民層分解の動向	147
(2) 漁場管理と部会	166
3. 漁協経営の論理	175
(1) 広尾	175
(2) 大津	177
(3) 大樹	179
4. 漁場利用秩序の構造	181
(1) 定置網漁業の所有・分配・労働	181
(2) 漁家と漁協の関係	189
(3) 大樹水産の意義と限界	190
5. まとめ	201

1. 課題と方法

学習過程が従属的地位におとしめられた主体の自立化、あるいは疎外の止揚過程であるとすれば、学習内容論の展開は学習主体の疎外の構造を把握することなしにはありえない。農民、漁民にそくしてみた場合、市場関係を通じた支配関係の拡大は疎外の一つの契機であるが、現実の疎外は常に自己疎外である以上、実体への関係行為まで含まねば疎外の構造を把握したことにはならない。それ故、市場対応、土地（漁場）と労働力の編成行為が分析の主要な場面となるが、さらにそれらの対応の結果として生じた組織（生産組織、協同組合等）も、その運動が逆に先の対応を規定するという意味でそれらと不可分の分析対象である。

したがって疎外の構造を把握する際には、それらの三契機の相互関連が問題となる。この点に関して、たとえば石田雄氏の農協組織論は農民の政治的自立の困難さを、第二、第三の契機をとりだして指摘したものといえよう¹⁾。そこでは土地と労働力の結合の共同体的関係が農協の官僚主義化をもたらすものとしてとらえられているが、第一の契機を欠くこと、およびそれとの関係における第二の契機が考察されないために静態的な把握にとどまっている。

また、主として第一、第二の契機に着目しつつ近代的人格の未確立を主張した論者として川島

武宜氏をあげることができよう²⁾。氏は商品交換の進展により成立する近代的所有権を所有権の私的モメントと社会的モメントが分離、独立したことによって確立された私的所有権として特徴づける。かかる私的所有権の担い手として近代的人格は把握されることになるが、同時にこのように把握された「典型」としての近代的所有権（さらには近代的人格）以外は、「非近代」として否定的に把握される。「生ける法」の抽出のためになされた実態分析も、近代的关系を担いえない実体の構造の把握に主たる関心が向けられている。いうまでもなく川島氏の関心は「非近代」の克服にあったのであるが、克服する主体を問題とする限り、「近代」と「非近代」のとの二分法的理解は問題を含むといわねばならない。すなわち、典型としての「近代」の把握においては形態のみに関心がはらわれ、所有権は近代的关系（資本制生産を前提とする商品交換関係）に規定された物象として把握される。他方、実体は近代の形態をとりえないものとして「非近代」の根拠とされる。実体の形態規定を行うものを主体とよぶならば、氏においては主体は「非近代」たる実体の外部に存在し、前提されたものとして存在せざるをえない。このような方法では近代化を担う主体を農民や漁民の内に見いだすことはそもそも不可能であるし、学習主体の自己疎外の構造も明らかにしえない。

われわれは、近代的所有権や近代的人格と区別された実体に「非近代」をみるのではなく、近代的人格、近代的所有権として指定されつつも同時に実体へ自己関係し、形態規定をおこなっていく主体として農民や漁民を把握し、彼らに内在化された矛盾として疎外の構造を把握すべきであると考えている。支配機構としての農協も、「非近代」的集落組織に還元して理解するのではなく、かかる矛盾との関連で理解されるべきであろう。このような方法によって、近代化を達成する主体も、さらに近代を克服する主体をも見いだすことができ、また農協を民主化する展望も開けてくるように思われる。とはいえ、その方法なるものはいまだ抽象的なものにとどまっている。小論はその具体化のための課題を明らかにすることを目的とする試論的分析である。

以下の分析において設定している仮説は次の通りである。市場関係の進展により、農民や漁民は商品生産者として私的性格を強めていくが、土地と労働力の結合過程は必ずしも私的自立を保障するような編成とはなっていない。にもかかわらず、さしあたりはその結合を私的に処理せざるをえない。かかる矛盾の解決として労働の社会化が進展するが、それは同時に新たな所有形態をも生みだす。それは従来の私的形態とは異なる限りでは社会的な所有であるが、構成員から自立する傾向をもつ限りでは私的所有でもある。労働の社会化が進展するもとで、かかる所有の性格がいかに処理されるのかが、構成員たる農民や漁民の自立の形態を規定することになるであろう。

対象は近代的所有権の確立が最も遅れた、あるいは制限された産業分野としての沿岸漁業を選んでいる。詳論は省くが、沿岸漁業においては漁場の分割が困難であるという素材的特性と、漁場計画に基づく集団的漁場管理を理念とする現行漁業制度により、私的所有権は漁場に関する限り、著しく制限されている。形態のみを見れば近代の形態とは最も隔たった点に位置するが、逆に産業としての存立条件が高度成長期以後の選択的消費材に対する需要の拡大にあったという意味では、日本資本主義の成長とともに展開しえた産業分野であるとも言える。形態的には「非近代」的ともみえつつも、商品化は極めて進展している（複雑な流通機構の問題は依然存在するが）沿岸漁業においてこそ、近代的所有権の現実的な運動が明瞭に把握できるであろうし、同じことであるが所有・労働の新たな形態も私的な制約が少ないだけに、農業よりも明瞭に把握しうるように思われる。

尚、以下では北海道十勝管内の三単協（広尾、大樹、大津）を事例にとりあげている。これら

は戦前はサケ定置網漁業を基幹漁業種とし、戦後はさらに漁船漁業が一定の展開をみせた地域である。近年ではサケマス流網による上向展開がみられたが、200カイリ規則による減船等によって地域漁業構造の再編が進展している。かかる状況下で、増殖事業が安定してきたサケ定置網漁業への関心が再び高まってきているが、その所有、分配の形態は三単協においてそれぞれ異なっている。このように、これらの地域漁業の動向は日本漁業の構造変化と密接にかかわっており、普遍的な問題を内包していると思われること、および漁船漁業の展開に示される私的性格の強化のうえで、定置網の新たな所有形態がいくつかのタイプとして現れており、その差異に即して沿岸漁業における所有と労働の私的・社会的性格を考察することによって、沿岸漁民の自立化の条件を明らかにしうると思われる。実態調査は1988年3月から4月にかけておこなった³⁾。

2. 漁民層分解の進展と漁場利用

(1) 漁民層分解の動向

対象地域は十勝川河口からえりも岬にいたる砂浜地帯に位置し、十勝川がサケ、シシャモの母川となっている。そのため定置網漁業が主たる漁法であった明治から大正期にかけては、十勝川河口に位置する大津漁協（以下大津と略、他も同様）が管内漁業の主導的地位にあったが、その後、旋網動力船が導入されるに及んで広尾がその地位を逆転していく。さらに戦後、沖合・遠洋化が進展するもて広尾では沖合底曳や母船式サケマスをかかえるようになるのに対し、大津は依然サケ定置を主とする漁業構造であり、両者の格差は歴然としてくる。この両者の限界地に位置するのが大樹である。昭和30年代にいたるまで漁船漁業も進展せず、広尾や日本海側のニシン場への出稼ぎ地帯であった。漁業構造からみればサケ定置が主体ではあるが、十勝川から離れた周辺部に位置し劣等地といってよい。しかし後にみるように、このような位置にあったことが逆に自由に漁業構造を再編成することができた条件の一つであったともいえる。

沿岸域における漁船の動力化は、いずれの地域においても昭和30年代に進展・完了している（表1）。動力化の基礎になったのが商品化の進展であったことはいうまでもない。広尾にそくしてみれば、昭和29年に「汐虫漁業特別採捕が許可」される⁴⁾。「汐虫」は肥料として脚光を浴び、その後化学肥料にとってかわられる40年代半ばまで水揚げが続いている。一時的なブームであったとはいえ、この漁種はそれまで無動力船によるチカ曳とニシン場への出稼ぎが殆どであったこれらの地域にとって、生産力を拡充する重要な契機となったといつてよい⁵⁾。さらにこの時期はケガニ刺網が新規に出現し、急速に普及した。広尾では昭和32年に試験操業が実施され、34年には無動力船の漁業料が決定されるまでに操業が一般化している。これにホッキを加えた漁業種を基本として（広尾ではさらにコンブが加わる）30年代の漁船漁業が営まれたのであるが、このような新規漁業種の開拓によって動力化が進展した。この動力化によって出稼ぎを行っていた無動力船階層の兼業漁家が自営化したのみならず、乗り子たる労働者階層からの自営参入もみられた（表2，HⅢ-②，OⅠ-①，TⅠ-④など）。

かかる動力化を基礎として、沿岸域における小経営が展開するのは昭和40年代に入ってからである。広尾では新たにウニの採取が始まり、またいずれの地域においてもホッキやシシャモへの新規参入がみられるようになる（表2，HⅠ-④，Ⅱ-②，TⅠ-④等、また表3における小型底曳の増大もホッキへの着業の増加を示す）。この時期に水揚げをとりわけ増大させたのはケガニで、水揚げ金額は33年を100とした場合、43年が269なのに対し、48年は実に743にまで増加している（広尾）。このように、日本資本主義の高度成長に伴う魚価上昇がみられたこの時期は、これ

らの地域でも小生産者層の再生産条件が緩和された時期であったといえる。

表1 トン数階層別経営体数

階層 地域	年 度	総数	漁 船 非使用	無動力	～ 1	1 ～ 3	3 ～ 5	5 ～ 10	10～20	20～50	50～	大 型	小 型
												定 置	定 置
広 尾	43	250	9	25	40	67	55	7	1	11	4	1	—
	48	244	5	4	68	44	68	35	1	9	8	—	2
	53	255	6	2	88	35	58	33	15	1	14	3	—
	58	222	—	—	86	11	50	14	46	—	12	3	—
大 樹	43	33	—	—	—	6	20	—	1	—	—	6	—
	48	35	—	1	—	1	21	1	—	—	—	6	5
	53	40	—	—	—	1	20	10	2	—	—	7	—
	58	39	—	—	1	2	15	8	5	—	—	7	1
大 津	43	98	—	—	—	37	40	4	1	—	—	16	—
	48	113	2	—	—	12	83	2	—	—	—	14	—
	53	101	—	—	—	2	82	1	—	—	—	15	1
	58	147	46	—	—	4	47	34	—	—	—	15	1

各年度漁業センサスより作成

表3 営んだ漁業種類別経営体数

漁業 種類 地域 年 度	経営 体数	母船式 サケ・ マス	北延 縄・ 刺網	洋 底曳	沖 底曳	合 小 型 底曳	その他 底曳	まき 網	サンマ 棒受網	その他 敷網	サケ・ マス 流網	その他 刺網	イカ釣 釣	その他 釣	サケ・ マス 延縄	大型 定置	小型 定置	採貝	採藻
広尾	43	250	—	—	3	61	—	1	19	—	67	—	43	1	—	—	—	18	177
	48	244	1	1	4	92	3	—	18	1	70	93	47	1	7	—	3	8	166
	53	255	1	—	4	52	2	—	27	—	57	93	44	2	11	3	—	17	171
	58	222	1	—	4	47	6	—	19	—	63	101	40	—	5	4	2	14	147
大樹	43	33	—	—	—	31	—	—	—	—	3	—	1	—	—	—	—	—	—
	48	35	—	—	—	21	—	—	—	—	6	20	7	—	—	6	5	1	—
	53	40	—	—	—	20	1	—	3	—	17	14	4	—	1	7	1	—	—
	58	39	—	—	—	11	10	—	2	—	17	15	8	—	1	7	3	3	—
大津	43	98	—	—	—	64	—	—	—	—	2	—	1	—	—	—	—	1	9
	48	113	—	—	—	87	3	—	—	—	—	86	3	—	—	14	1	—	1
	53	101	—	—	—	55	1	—	—	—	1	39	—	—	—	15	4	3	—
	58	147	—	—	—	64	—	—	—	—	1	89	—	—	—	15	1	4	—

各年度漁業サンサスより作成

表2 調査対象漁家の経営史

広尾

類 型	漁家 番号	昭和20年から40年にかけての概要	昭和																							
			40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	
Ⅰ (コンブ+ウニ)	①	24年から30年まで室蘭通船。30年に帰ってきてコンブ	コンブ → ・ウニ → ・ホッキ → ¹⁾ → ・ケガニ刺網 → ²⁾ → ³⁾ → 花咲ガニ特採 ※1) 2人乗る必要があるが妻の体が弱くてだめ。人を頼んではあわない。 2) 息子と2人で操業、ケガニ中心の経営 3) 共同経営化 59年に組合がやめさせた(一方的)																							
	②	復員後、弟と2人でコンブ、チカ刺網、ホッキ、シシャモ。30年頃3t船建造、オイと一緒に	コンブ → カニカゴ → ¹⁾ → ケガニ刺網 → ²⁾ → 花咲ガニ特採 シシャモ → ³⁾ → ウニ → ※1) オイと別れる。一年間は地元の人を頼む。49年息子就業 2) 共同経営化 3) 冬場の仕事の確保 沖の仕事が切れる。(「好きな時に好きな漁業をやることができなくなっている。端的に言えば経費のかからない手堅いのを選んだ」)																							
	③	コンブと乗子	コンブ → 乗 子 → サケ、マス、シシャモ、ケガニ → ¹⁾ → ・ウニ → ※1) 息子と交替、漁船漁業の乗子は定置より気楽、賃金は定置のほうがいいが、家の仕事ができない。コンブもだめになる。コンブはきちんとやりたい。																							
	④	兄弟でコンブ、シシャモ、ケガニ、タコサケマス(5t)	コンブ → ・ウニ → シシャモ、ケガニ、サケマス → ¹⁾ → ※1) 45年 兄弟経営から単独経営に。水揚げがよくなるので48年廃業。権利も手離す。 2) 今後も今の形でやっていく。息子が定置に出てるから動力船はもうできない。																							
	⑤	25年中学卒業後、3年ほど営林署で臨時雇われ。その後雇われ漁業とコンブ自営。いとこと2人で船をもって共同経営	コンブ → シシャモ、ケガニ、サケマス → ¹⁾ → ・ウニ → ※1) 200カイルの前にいとことの共同経営から手をひいた。200カイル外の権利もあつたが、5t以上にするには経費もかかり、労賃以上の利益を生み出すのは難しいのでやめた。																							

類 型	漁家 番号	昭和20年から40年にかけての概要	昭和																							
			40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	
Ⅲ	②	乗子, 33年頃自営化, コンブ, ホッキ, カレイ ケガニ, 同時にサケマス乗子	コンブ → ホッキ → チ カ →シシャモ → ケガニ → ※1) 刺網からカゴへ																							
			コンブ → シシャモ → ケガニ → ※1) 46年から59年までサケマス乗る。たまたま権利を譲りうける。「雇われはばかくさいし」																							
			コンブ → ケガニ → ホッキ → ※1) 44年から47年共同経営, その後単独(組合長の指導, 資源も豊富なので収益あがる) 2) ホッキとケガニの選択という組合指導方針, ケガニの水揚げがよいのでケガニを選択 3) ホッキがなくなったのでその期間																							
Ⅳ (コンブ+ケガニ+サケマス)	①	乗子, 33, 4 年頃自営化	コンブ → ケガニ → ホッキ → ※1) 44年から47年共同経営, その後単独(組合長の指導, 資源も豊富なので収益あがる) 2) ホッキとケガニの選択という組合指導方針, ケガニの水揚げがよいのでケガニを選択 3) ホッキがなくなったのでその期間																							
			コンブ → シシャモ → ケガニ → ※1) 46年から59年までサケマス乗る。たまたま権利を譲りうける。「雇われはばかくさいし」																							
			コンブ → ケガニ → ホッキ → ※1) 44年から47年共同経営, その後単独(組合長の指導, 資源も豊富なので収益あがる) 2) ホッキとケガニの選択という組合指導方針, ケガニの水揚げがよいのでケガニを選択 3) ホッキがなくなったのでその期間																							
Ⅳ (コンブ+ケガニ+サケマス)	②	乗子, 33, 4 年頃自営化	コンブ → ケガニ → ホッキ → ※1) 44年から47年共同経営, その後単独(組合長の指導, 資源も豊富なので収益あがる) 2) ホッキとケガニの選択という組合指導方針, ケガニの水揚げがよいのでケガニを選択 3) ホッキがなくなったのでその期間																							
			コンブ → シシャモ → ケガニ → ※1) 46年から59年までサケマス乗る。たまたま権利を譲りうける。「雇われはばかくさいし」																							
			コンブ → ケガニ → ホッキ → ※1) 44年から47年共同経営, その後単独(組合長の指導, 資源も豊富なので収益あがる) 2) ホッキとケガニの選択という組合指導方針, ケガニの水揚げがよいのでケガニを選択 3) ホッキがなくなったのでその期間																							
Ⅳ (コンブ+ケガニ+サケマス)	③	祖父の代からチカ、父はチカ、シシャモ、カニ コンブ	コンブ → シシャモ → ケガニ → ※1) 年間通して就労する。それまではサケマス乗子。57年新船建造																							
			コンブ → シシャモ → ケガニ → ※1) 46年から59年までサケマス乗る。たまたま権利を譲りうける。「雇われはばかくさいし」																							
			コンブ → ケガニ → ホッキ → ※1) 44年から47年共同経営, その後単独(組合長の指導, 資源も豊富なので収益あがる) 2) ホッキとケガニの選択という組合指導方針, ケガニの水揚げがよいのでケガニを選択 3) ホッキがなくなったのでその期間																							
Ⅴ (サケマス+α)	①	30年前後に、父が自営化。コンブ, シシャモ ケガニ, サケマス	サケマス → イ カ → ケガニ → シシャモ → ※1) 資源減少, 体をこわした。漁船の測定法がかわり10 t にくりあがる。																							
			サケマス → イ カ → ケガニ → シシャモ → ※1) 46年から59年までサケマス乗る。たまたま権利を譲りうける。「雇われはばかくさいし」																							
			サケマス → イ カ → ケガニ → シシャモ → ※1) 44年から47年共同経営, その後単独(組合長の指導, 資源も豊富なので収益あがる) 2) ホッキとケガニの選択という組合指導方針, ケガニの水揚げがよいのでケガニを選択 3) ホッキがなくなったのでその期間																							

類型	漁家 番号	昭和20年から40年にかけての概要	昭和																						
			40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
Ⅰ (ホッキ+α)	①	26年学卒後乗子に、36年自営化、ケガニ、シシャモ、チカ、ホッキ、組合自営網には26年頃から	ホッキ → シシャモ → ¹⁾ チカ → ケガニ → ²⁾ ※1) チカ禁漁、シシャモ不漁、赤字 ※2) 漁場が減ってカニかホッキのどちらかにしてくれといわれた。																						
	②	ホッキ、チカ、カニカゴ、キウリ、シシャモ	ホッキ → ケガニ、シシャモ → ¹⁾ ※1) 一船一漁種の協定、ホッキ専業化……値づけ安定している。稚魚放流等で努力もしている。																						
	③	NA	NA																						
	④	戦後サケ定置3ヶ統、35年分家、定置を1ヶ統うけつぐはずだったが38年の切り替えで1ヶ統になり、39年から自営網雇われ。	・シシャモ → ・ケガニカゴ → ¹⁾ ・ホッキ → ※1) 刺網からカゴへの規制のあおりでホッキと兼営できず。																						
Ⅱ (ケガニ+α)	①	乗子	・ケガニ → ¹⁾ ・シシャモ → ※1) 経営主、いとこ、おじの共同経営																						
	②	広尾で会社員、妻の父のあとを継ぐために44年転入	ケガニ → シシャモ → ホッキ → エゾバイツブ →																						
	③	ケガニ、チカ、キュウリ、シシャモ、シオムシ	ケガニ → シシャモ → キュウリ →																						

類 型	漁家 番号	昭和20年から40年にかけての概要	昭和																							
			40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	
	④	21年、漁船購入、チカ、シシャモ	カレイ、キュウリ刺 → ケガニ → ※1) 自営定置定年後、夏に権利なく遊んでいても仕方がないから アイナメ																							
Ⅲ (定置)	①	チカ、シシャモ、28年頃動力船導入、35年頃ケガニ	シシャモ → ケガニ → ※1) 組合の役員をやっていたので調整の対象に (エゾバイ持ちカゴ) タコ...																							
	②	シシャモ、カニ、33年定置共同経営	定 置 → ケガニ → ※1) 会社経営化 2) 弟の分家に伴い、権利委譲																							
	③	シシャモ、キュウリ、チカ、27年定置	定 置 →																							
Ⅳ (従事者)	①	22年転入、チカ曳、26年自営網従事 32年から定置のみ	雑定置 → 乗 子 → ※1) 定置の親方から借りて経営、キュウリが安くなってしまう生活するだけの配当にならず中止 ※2) シシャモ-チカ-春定-夏定の周年雇われ 現在 自営定置網の雇われのみ																							
	②	29年転入、個人定置の乗子	乗 子 → ※1) 44年まで個人定置、45年から組合自営網とホッキ（船頭、59年まで）、48年から59年までケガニ																							

大樹

類型	漁家番号	昭和20年から40年にかけての概要	昭和																						
			40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
I (ホッキ+α)	①	無動力船によるシシャモ、チカとニシン場への出稼ぎ	ホッキ $\xrightarrow{1)}$ サケマス(5t) ホッキ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ シシャモ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$? $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ・エゾバイ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ カレイ刺 $\xrightarrow{\hspace{10em}}$? ケガニ刺 $\xrightarrow{\hspace{10em}}$? ※1) 組合に頼んで買ってもらった。やめた時は減船問題があったので、自分からやめた。権利をいい値段 [1,300万円] で買いにきたので大樹以外の人に組合を通して売った。																						
	②	冬はチカ曳、春秋はニシン場(浜益、増毛へ出稼ぎ)	ホッキ $\xrightarrow{1)}$ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ケガニ刺 $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ シシャモ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ 休 漁 $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ※1) 冬場の仕事を確保し、出稼ぎをやめる。																						
	③	ホッキ、シシャモ	ホッキ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ シシャモ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ カレイ、カスベ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ・ケガニ刺 $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ツブ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$																						
	④	チカ曳と出稼ぎ。34年動力船によるシオムシ、シシャモ開始	シシャモ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ $\xrightarrow{3)}$ ・ホッキ $\xrightarrow{1)}$ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ・ホッキ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ・ツブ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ・ケガニ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ・サケマス $\xrightarrow{2)}$ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ※1) ホッキは組合から、ケガニは47年に船を大きくした(4.9t)時にやめる。乗組員は息子が乗り組むまでは兄弟と3人乗り 2) 採算あわず、25%減船がきたときに権利を売った。 3) サケ定置と重なる。代理を頼んでいたが採算あわないのでやめる。																						
	⑤	ケガニカゴ、チカ曳き、シオムシ、28年に機船導入	ホッキ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ カレイ刺 $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ・ケガニ刺 $\xrightarrow{1)}$ $\xrightarrow{\hspace{10em}}$ ※ 49年定置従事																						

大樹

類型	漁家番号	昭和20年から40年にかけての概要	昭和																						
			40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
Ⅱ (サケマス+α)	⑥	シオムシ, シシャモ, ホッキ, キュウリ, チカ	ホッキ¹⁾ → シシャモ²⁾ → ケガニ → 雑刺 → ※1) 47年に現在の経営主が就業。広尾に居住し、水揚げも広尾。57年に大樹に移る。 2) 父と乗子の乗組員では損																						
	①	20, 21年にニシン場へ出稼ぎ、その後25年までシシャモ, チカ 30年からシオムシ, 32年動力化	シシャモ → ? ケガニ → ・ホッキ → ・イカ → ・サケマス¹⁾ → ・スケソウ²⁾ → ・ツブ → ※1) サケマスの権利を広尾から取得（船付で 950万円），ホッキはできなくなる。 2) スケソウは3人共同で採算あわず。19tでツブをやっていた人と交換。																						
	②	N. A.	シシャモ →¹⁾ ケガニ → ホッキ → ※1) 大樹水産参画により中止																						
	③	動力船により, チカ, シオムシ, シシャモ	ケガニ → シシャモ → ・サケマス → ・小定置 → ・エゾバイ →																						

大樹

類 型	漁家 番号	昭和20年から40年にかけての概要	昭和																						
			40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
Ⅱ	④	チカ曳、出面。 39年機船漁業開始	ホッキ → シシャモ → ¹⁾ ・サケマス → ・ツブ → ・イカ → ※1) 船型適正化により9.96t。5～10tはシシャモがダメになり(内部調整)中止																						
	⑤	ニシン出稼終了後、シオムシ、30年頃焼玉により動力化。35.6年からディーゼル化、シオムシ、シシャモ、ホッキ、ケガニ、ツブ	ホッキ → シシャモ → ツブ → ¹⁾ ・サケマス → ²⁾ ・サンマ → ・スケソウ → ※1) 内部調整によりツブからスケソウに転換(船型と漁業権数を一致させる) 2) 船型問題により19tに格上げ																						
Ⅲ (定置)	①	定置、シオムシのあとにケガニカゴ、ホッキ	定置 → ツブ → ¹⁾ エビカゴ→ ・サケマス → ²⁾ ・サンマ → ※1) ケガニを定置でやっているという理由でやめさせられ、ホッキへ転換。それも同じ理由でやめさせられツブへ転換、さらにそれもやめさせられエビカゴへ。ソ連船に漁具をもっていかれたのを機にサケマスへ転換。 2) 19t船新造。権利 1,500万円, サンマ 300万																						

大樹

類型	漁家 番号	昭和20年から40年にかけての概要	昭和																							
			40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	
Ⅲ	②	9年から定置。20～23に動力化。春はシオムシ、ホッキ。秋冬はシシャモ、ケガニ	定置 ホッキ ケガニ ・ツブ ・エビ ・春定置 ※1) 漁業権調整により中止																							
Ⅳ (従事者)	①	42年分家	・兄の船で乗子 (サケマス、マグロ、シシャモ、カニ) ・広尾で乗子 ・浜大樹、旭浜で乗子¹⁾ ・大樹水産 ※1) 兄の船																							
	②	37年動力船、シシャモ、シオムシ、父と兄との3人で乗組	乗子(イカ、マス) ホッキ、シシャモ ・大樹水産¹⁾ ※1) 53年以前は兄の船のみ																							
	③	無動力船によるカスベ、チカ、シオムシ個人定置への雇われ	個人定置従事 ・加工場勤務 ・組合ふ化場¹⁾ ・大樹水産 ※1) 本人が働けなかったら配当がもらえないようになったので																							
	④	乗子(定置、チカ、ケガニ、シオムシ、シシャモ)	乗子 ・土建業 ・大樹水産																							

大樹

類 型	漁家 番号	昭和20年から40年にかけての概要	昭和 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62
IV	⑤	体をこわして家のあとをつげず、二男が継ぐ。 体がなあってから弟の船にのる。	乗子（大津の堺定置） → ※ 1）息子が大樹水産へ勤めていたが事故死。その後本人が従事 ・大樹水産 ¹⁾ →
	⑥	NA	乗子（兄の船） → ※ 当初、春は広尾のサケマスに乗子、2年間、カゲニ、ホッキに相乗り、60年から大樹水産夏網従事 ・大樹水産 ¹⁾ →
	⑦	40年分家	乗子（兄の船） → ・大樹水産 → ・ケガニ、ホッキの相のり →
	⑧	25.6年頃 北海道へ。各地の定置網に従事	定置船頭 → 旭浜伊藤定置 → ・大樹水産 → ・雑刺 → ・ホッキ、ケガニ相乗り ¹⁾ → ※ 1）大樹水産のほうが安定していいくらい。
	⑨	チカ、乗子（出稼ぎ）31年動力化、兄と一緒に （チカ、シシャモ、シオムシ）	チカ、シシャモ → ・乗子（サケマス、サンマ、カニカゴ） → ・大樹水産 ¹⁾ → ・サケマス乗子 → ※ 1）網仕たて従事
	⑩	各地で乗子、厚岸から41年に転入	・乗子（広尾サケマス船） → ・雑刺 ¹⁾ → ・大樹水産 → ・神山漁業部春定置 → ※ 1）冬が休みになるので働きたい。一年でも早く船をもっていれば、子の代になって実績ができる。

類 型	漁家 番号	昭和20年から40年にかけての概要	昭和																							
			40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	
IV	⑪	28年から兄の船で機関士。39年分家	乗子（兄の船）→ （広尾のサケマス、サンマ、イカ） → ・大樹水産 → ¹⁾ ・ホッキ乗子 → ※1）春定置も従事																							
	⑫	37年分家。兄が船も道具も買ってくれ独立 （5t動力船、ツブ、イカ） 27年～36年、神山漁業部	ツ ブ → ¹⁾ イ カ → ・伊藤漁業部 → ・大樹水産株主 → ²⁾ ・ホッキ乗子 ³⁾ → ※1）アルコール中毒、弟が海に転落し、ショックをうける。一人の体で若い人を入れても採算があわない。借金かかえないうちにやめた。 2）定置の第4人が一番先に切られた。 3）当初A氏、後継者が一人前になったので下船。ちょうどその時B氏が後継者不在で乗り組める。2年後に後継者が入るが、B氏が体をこわし⑫がそのまま従事																							

同時にこの時期（40年代）の上向化を支えた要因として、基幹労働力たる昭和一桁世代の後継者が層をなして就業してきたことをあげねばならない。この点は加瀬和俊氏がすでに指摘しているが⁶⁾、これらの地域でも表4にみるように大津を除いて、昭和24～28年生まれの層（昭和48年に20～24歳の層）が顕著な厚さをもって参入してきている。これは漁業従事者も含む全就業者に関する数値ではあるが、43年から48年にかけて、「親子協業」（加瀬氏）を編成しえた漁家がかなり存在したことを示唆するといつてよい。例えば、表5は43年度についてみたものであるが、これによれば広尾では個人経営体の半数が、大樹では $\frac{2}{3}$ が男子家族員2名からなる協業を実現している。また調査対象者のなかでもケガニやサケマスを営むものに30歳代のものが多く、彼らが40年代に就業していることを考えれば、やはりこの時期に「親子協業」を取りえた漁家が上向化の機会をつかんだとみてよからう。とはいえ、そのことは逆に、上昇したといわれる魚価水準も自家労働力を雇用労働力に置き換えるほどのものではなかったことも意味している。表2で転雇業の契機や雇われ形態の変更の理由としてあげられるのが、家族労働力構成の問題であることは、自家労賃の切り下げによって小生産としての「自立」がようやく実現されたことを示している。

他方、この時期は中小資本制漁業も蓄積を進めている。広尾では42年に全自動イカ釣機が普及し、43年には100t鉄鋼船が進水、翌44年には中型船（50t）が6隻進水している。中小漁業の展開により、管外水揚げも40年には4.5億円であったものが、45年6.8億円、48年24億円、52年72億円と急増する（53年は26億円）。先の表1によっても広尾における50t以上階層の急増は顕著であるが、かかる過程は同時に労働者の蓄積過程でもある。表6をみれば48年に若干の減少はみられるものの、その後は53年に至るまでに従事者世帯は100世帯も増加している。つまり、40年代においては小生産者層の広範な上向化がみられたと同時に、労働者の蓄積も顕著に進んだとみてよい。もちろん、それは中小資本制漁業を展開しえた広尾に特徴的な事態であるが、大樹ではやや遅れるものの50年代には従事者階層の増大がみられるし、大津でも40年代のサケ定置の好漁による従事者の増加をみることができる（組合員数も39年の264から52年には348となりピークを迎える）。

このような労働者の増加は、三単協ともに従事者組合（漁業に従事する者であれば組合員になれる）であった当時では、自営参入圧力を高めることになる（特に二、三男が分家して労働者になった場合）。しかし、後にみるように40年代も末に近づくに漁場の過密利用が顕在化してきており、実際には雑刺網のような生産性の低い漁業以外には参入は困難な事態になっていたと思われる、むしろ、この時期には漁獲が安定してきたサケ定置網漁業の収益の分配形態によって彼らの参入も規定されることになる。すなわち、組合自営形態では組合員であれば分配にあずかれることになり、たとえ雑刺網ではあれ（或は従事のみでも）組合員となることのメリットは大きい。広尾では主としてこうした理由により52年に経営者組合（経営者でなければ組合員になれない。したがって一漁家一名）に組織替えしており、これにより労働者の自営化の途は閉ざされたといつてよい。また大樹はサケ定置網漁業の経営形態を組合自営から会社形態とすることによって分配対象者を特定するという対応をとっている。これらに対し、大津の場合は組合自営形態を継続しつつも、自営網への就業条件に限定を加えることによって（49年度以後の加入者には原則として就業を認めない）組合員増加に制限を加えようとしているが、40年代後半には組合員の増加に対応して自営網を増統（6から8へ）するという対応をとっている。

40年代における以上のような階層構成は、「漁業危機」といわれる50年代に入り再編成される。まず、200カイリ規制の影響は表1における広尾の20t以上層の減少や表3におけるサケマス流

表 4 年令別漁業就業者数

地域	年度	計	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～
広 尾	43	609	← 138 →			← 440 →				← 31 →			
	48	579	37	65	37	47	104	91	79	55	32	20	12
	53	673	20	53	85	61	74	112	100	83	43	22	20
	58	514	6	29	43	66	51	51	79	76	64	30	19
大 樹	43	93	← 36 →			← 53 →				← 4 →			
	48	80	9	12	3	8	13	10	13	3	6	1	2
	53	90	1	13	13	3	9	13	9	14	8	1	6
	58	103	8	12	12	13	3	10	14	10	12	5	4
大 津	43	307	← 82 →			← 209 →				← 16 →			
	48	287	10	34	37	33	34	41	48	26	14	8	2
	53	291	9	21	35	33	36	33	41	46	25	9	3
	58	292	4	14	22	34	35	35	30	36	48	23	11

各年度漁業センサスより作成

表 5 経営類型別個人経営体数

地域	総数	男子家族員が自営漁業海上作業に従事する		
		60才以上	59才以下	
			1人	2人
広尾	195	4	95	96
大樹	27	—	9	18
大津	82	2	57	23

第4次漁業センサスより作成

網の減少に示される中小漁業の縮小として現れ、それに伴い広尾では漁業労働者の減少がみられる。表6では就業者世帯数の絶対的減少が顕著であるし、また表7においては主業の漁家の減少がめだっている。特に後者はその多くが漁業雇われ兼業であることを考えれば(53年71, 58年48), かかる就業条件の狭隘化は自営漁業への参入圧力を高くしたと思われる。もちろん, 中小漁業の労賃水準が沿岸漁業の所得水準を必ずしも上回らなくなった⁷⁾ことも背景にあり, 自営漁業への参入圧力は沿岸漁業種における魚価上昇によっても高まったと考えられる。

かかる傾向は沿岸域における漁獲努力の過剰をまねいた。広尾においては早くも52年に「ケガニ漁業不振で操業中止の声」⁸⁾がでており, 50年代後半に入ると多種漁業の兼営を制限する形で営漁類型の再編が進行する。具体的には手拾いウニから漁船漁業兼営者が排除され, またホッキとケガニの兼営者がどちらかに整理された。この結果, 広尾では40年代には一般的であったホッキ+コンブ+シシヤモ+ケガニ(+ウニ)といった類型は, 表2にみるようなⅠからⅣの類型に分化することになる。現在, 着業種類が最も少ないⅠ類型についてみれば, 調査対象者に関する限り, 50年代には後継者が就業していたか, その見とろしがたっており, 30年代とは異なり家族労働力構成は必ずしもこの分化の要因とはなっていない。むしろこの段階では家族労働力構成といった漁家内的な契機より, 「資源問題」を理由とする漁獲努力削減の論理が正当性をもち, 半ば強制的に再編がなされたといつてよい。もちろん再編の際には, 家族労働力構成が劣るものが排除されるということではあったであろう。例えば, Ⅱ類型は50年代には単身操業であり(調査対象者に関してであるが), ホッキとケガニの選択においては家族労働力構成が影響していたと考えられるが, ここでも再編の主導的契機はやはり「資源問題」にあったといえる。但し, 強制的とはいっても, ウニからの漁船漁業者の排除はウニ着業者が主導性を発揮して実現したのであり, 一旦「強制的」に漁船漁業(ケガニ等)から分離されたウニ着業者の反発が, 次の再編たるウニからの漁船漁業者の排除を導いたといえる。その意味では初発は強制的であっても, その後は一度承認され, 実効性が証明されたものとしての「資源保護」の論理により, 再編は連鎖的, 自動的に漁民間で進行していくといつてよい。

さて, 以上のような40年代から50年代にみられた再編成が提起する論点を次に確認しておこう。第一に, 労働力の追加投資と漁場利用との関連の問題がある。追加投資の前提条件はそれによって実現される所得水準が, 流入可能な労働市場が実現する労賃水準を上回ることであり, それを可能にする魚価水準=水産物市場条件であるが, さらに追加された労働力の燃焼をはかりうるだけの漁場利用が可能か否かという問題が, 当然のことながら存在する。40年代の広尾においては, 自由な漁場利用の可能性が開けていたことが労働力追加投資による上向化を実現したのである

表6 漁業雇われ専兼業別漁業従事者世帯数

地域 専兼 年度	広 尾				大 樹				大 津			
	総数	専業	雇主	雇従	総数	専業	雇主	雇従	総数	専業	雇主	雇従
43	254	177	71	6	25	18	3	4	160	126	28	2
48	234	142	85	7	23	7	13	3	179	88	89	2
53	334	193	127	13	32	17	11	4	226	139	85	2
58	226	165	57	4	43	39	4	—	161	104	56	1

※ 年度は昭和，専業：漁業雇われのみ，雇主：漁業雇われが主，雇従：漁業雇われが従
各年度漁業センサスより作成

表7 自営漁業の専兼業別経営体数

地域 専兼 年度	広 尾				大 樹				大 津			
	総数	専業	主業	副業	総数	専業	主業	副業	総数	専業	主業	副業
43	231	139	72	20	33	22	11	—	96	29	67	—
48	227	82	101	44	35	15	20	—	69	7	62	—
53	238	107	99	32	32	11	21	—	27	2	12	13
58	206	108	66	32	30	8	19	3	100	—	21	79

※ 年度は昭和，専業：漁業経営のみ，主業：漁業経営が主，副業：漁業経営が従
各年度漁業センサスより作成

が、漁場利用が過密になってくると労働力も過剰となり、追加投資（後継者の参入）を実現するには新たな就業の場を作りださねばならない。いわば家族労働力の完全燃焼と漁場利用の方法との関連の問題である。大樹における対応の特徴は後にみることとして大津に関して述べておけば、ここでは過密漁場利用に対し、権利者どうしの共同経営を組ませるという対応をとった。その結果、先の表5にあるように大津では家族員の一名が海上作業に従事する、つまり一世帯一名ずつよりなる共同経営が多くみられる。これはサケ定置網漁業への依存度が高いが故に可能な対応であるともいえるのであるが、結果的には後継者の参入を極めて困難にし、またそれによる上向化の機会も生かし得なかったといえる。

第二に、以上のことと関連して、個別経営の基本論理が不安定就業の回避にあることを指摘せねばならない。表8は漁業種類の組み合わせの論理について問うたものであるが、特に広尾では「年間通じて働けるように」との回答が多いといえる。また大津や大樹でもエゾバイへの着業に関し「夏場の仕事をつくるため」、「仕事をしないよりはいい」との理由をあげていることからすれば、周年操業化は漁家の基本的な要求とみてよいであろう。これは水揚げがなければ現金収入を得られない漁家にしてみれば当然の要求であるが、他方では通年被傭化しうだけの安定的な労働市場（特に漁業内労働市場）が縮少し、沿岸域内での季節的・スポット的な労働力需要しか存

在しなくなっていること、および50年代に入ってから着業種類の減少が、かかる要求を強めていると思われる。また、高齢就業者が増加するもとで、彼らの就業条件をいかに保障するかが重要な問題となりつつあるが、コンブ着業の理由の一つに高齢化時の就業の場の確保があげられて

表8 漁業種類の組み合わせの方法について

漁家番号	意 見
H 1 ①	コンブは漁師であるためにはやめるわけにはいかない。本当にだめになれば2人乗りの一人は陸仕事に
②	収入を均等に方向でやっている。どれを主たるものにするか、通年働けるようにするか。
③	選んだのではなく、それしかやらせない。年間働けるようにしたい。
④	定置にでることはくずさない。
⑤	表作－裏作のセットで考える。いいのだけとると残りは悪いのばかりになる。船のトン数に合わせた経営体制を考える。船を一杯維持するために必要な水揚げはいくらか。
Ⅲ ①	4種類は決まっている。ケガニが安定しているからそれを中心に。
②	ケガニを基本。2～6月は収入がないからケガニの銭を使っていく。一年をとうして働けるように。自営だと年間働くことができる。年いった場合自分の船を持っていないとできなくなる。
Ⅳ ①	労働力の完全燃焼－一年間のサイクルで考える。コンブは根付け資源だから手放すわけにはいかない。
②	年間を通じて働けるように。特に船の償還を考えて。コンブは赤字だが維持しなければならない。年をとっても若い人たちを船に乗らせて陸仕事ができる。
O I ④	シシャモの後にカジカの特採をやりたい。
Ⅱ ①	船を年間動かせるように。
②	カニを主力にエゾバイと定置、就労としてはほぼ年間就労に近くなっている。
③	一年中欲しい。やむを得ないからそうになっているということにすぎない。とれるものならなんでもやりたい。
④	就労確保、一人操業しない。
Ⅲ ②	定置一本。
③	内規で定置をやっている人には他に手をだすというのがある。できないというよりやらない。組合に協力する。働きたいけど専門的にやることを重視する。
T I ①	こうしか決められなかった。
②	自由には組み合わせられず固定している。簡単にやめたり始めたりすることは難しい。
③	ツブはやらないほうがいいのだが、遊んでいるのはもったいない。
④	できればカニかごをやりたい。
⑤	権利を放棄しない。
Ⅱ ①	年間就労、kg単価の高いものを中心に（量をこなさなくてもよいもの）
②	延縄に経費をかけたのでやれるところまでやってみたい。

実態調査より

いるのは、依然として「老廃労働力」の吸収機能を根付け漁業がもっていることを示している。しかし、これも「陸回り」の不安定就業を回避するための対応としてみれば、すべての経営・年齢階層において労働力完全燃焼・安定就業要求が最も基本的な要求になっているとみてよいであろう。

第三に、以上のような要求が現実には個別漁家の私的対応の枠内で処理される傾向を指摘できる。先にみた雇用労働力の家族労働力への置き換えは、個人ではなく「家」を単位とする就業条件の確保を必然化する。自家労賃の切り下げ（さらには家族員による陸回り作業の無償奉仕）に基づく家族協業によって沿岸漁業が存立しようとすれば、当該漁業権を「家」として確保することは漁家経営存続の前提条件となる。そしてこのことが逆に、労働力の追加投資の条件や不安定就業の回避行動を「家」単位で行わせる理由になるように思われる。この点に関し、大津の場合は共同経営方式をとることによって、就業条件の確保を「家」の枠をこえて実現したのもいえるのであるが、そのことが逆に後継者層の就業を不安定化し、世代継承を困難にしている。これも賃労働雇用の形態をとりえないもとでの共同経営化の故であるとすれば、広尾に典型的にみられる「家」単位対応と本質的には異ならないともいえよう。

このように、沿岸漁場利用においては労働力の完全燃焼を地域漁場においていかに実現するのかという問題が存在し、かつ当初（自由な漁場が存在する間）は個別的・私的にそれが処理される傾向をもつことを指摘できる。問題はこの私的対応が沿岸漁家の自立をもたらすものであるのか否かという点にある。換言すれば漁場の占有・利用関係が安定的に再生産され、同時に労働対象・手段たる自然の再生産も安定的になされることが、かかる対応のうちに見通せるか否かという問題である。もちろん、私的対応といっても、沿岸漁業の場合、漁場の素材的特性に規定されて分割地農民のような私的自立性は実現しえない。現実には漁協の定める漁業権行使規則、さらには部会の操業規則に従うことは沿岸漁業の前提条件になっており、その意味では私的自立といっても部会や組合という組織をぬきには考えられない。それ故、素材と関係の再生産形態を考える際には、その私的实现の論理を保障するものとして部会や漁協（以下、組合とも換言）が組織されるのか否かを問うことが必要である。そこで次に、漁業者の利益を直接反映する組織である部会について、漁家の私的自立傾向との関連を検討しておきたい。

(2) 漁場管理と部会

まず、素材の再生産と部会の機能との関連について確認しておこう。これらの地域には養殖業はなく、サケ定置網漁業を除けばいずれも「採取漁業」であるが、それぞれの漁種ごとに漁場管理（「資源管理」）の形態には差異がみられ、それによって部会の機能にも差異が認められる。

コンプの場合は、労働手段としての漁場に直接働きかける過程が存在し、部会が共同作業として遂行している。例えば、雑藻駆除と漁場造成を目的とした「チェーン振り」が代表的な作業であるが⁹⁾、これに関しては道具を移動させるための共同作業が漁期中に三回、二日づつ行われている。ウニやホッキでは移植を行うために、漁場の使い分けが行われている。ウニの場合は、水深の深い場所にいる身入りの悪いウニを岸よりの浅瀬に移し、身入りをよくしてから採取しており、育成用漁場を共同で管理しているといえる。この移植作業は着業者から賦課金を徴収し、組合が部会役員を雇用する形で行われている。またホッキの場合は、かつては十勝港内に稚貝が発生していたため、それを採取し育成用漁場に移植し、数年を経た後に採取するという漁場の利用区分を行っている。現在は十勝港の拡張により稚貝採取漁場が消滅し、購入のみによってまかな

わざるをえない状況になっているが、移植作業は組合とともに部会も行っている。これらの漁業種では、生産力を維持・向上させるためには労働手段としての漁場の共同管理が不可欠であり、部会がその管理機能を担っている。

以上とは別に、労働力の側の規制も部会の重要な機能である。特に50年代以後に重要性を帯びてきたのが、漁獲量割り当て（いわゆるノルマ）に伴う操業上の秩序維持機能である。現在、ケガニ、ホッキ、ウニ、エゾバイにおいて資源量調査に基づく許容漁獲量が行政側（改良普及所）から示され、部会を通じてそれが周知されている。操業上の秩序維持機能は、過当競争を抑制し操業の安全を確保するという限りでは、いずれの部会でもみられる（出入港時間の規制など）。しかし、漁獲量割り当てに伴う漁獲努力の規制は、50年代の分解過程を経た結果、新規参入を拒否する論拠となりつつあるように思われる。例えば、広尾では現在、タコ空釣縄漁業の水揚げ増加に対応した増隻が検討されているが、部会の側では資源調査による裏付けを増隻の条件としている。このことは今まで漁獲割り当て制をとっていなかったタコ部会においても、着業者数は資源の正常な再生産を保障する限りで決められるべきこと、及び部会はかくして決められた着業者の権利を守る機能を担うべきと考えられていることを示している。そしてかかる論理の正当性は、漁獲努力を集団的に規制することによって獲得されているように思われる。また広尾のケガニ漁業者が「すべての者がカニとなっている」なかで「管理型漁業の徹底」、「密漁の取り締り」が必要と述べるのも、単に資源維持という観点からのみでなく、「管理型漁業」或は漁獲努力の集団的な規制を行うことによって、着業者ははじめて漁場利用の正当性を主張しようとの観点からであろう。

この点は先にみた漁業権の私的確保の論理とも符号する。さらに表9では（部会構成員が固定化したこともかわって）受益者負担の論理が現れつつあるようにもみられ（H I-③、H IV-①など）、漁家の私的自立傾向のもとで部会も私的組織としての性格を強めつつある傾向をうかがわせる。これは先の漁場の素材的管理を部会で行うことと対立することではなく、むしろかかる労働力投下によって占有・利用の正当性を労働に基づくものとして主張しうることにもなる（例えばウニに関し、H I-⑥は「今は義務（移植）をはたすことによって権利を主張できる」と述べている）。

このように部会は確かに漁家の私的自立、漁業権の私的固定化を守る組織としての性格を強めつつあるようにみえる。ところが、現実の漁場利用調整においては部会は漁業者の私的自立を守る組織として必ずしも機能していない。表10は漁業調整において部会がはたす役割について尋ねたものであるが、部会がはたしうる役割については消極的な見解が多いこと、組合の主導性、リーダーシップを求める意見もかなりみられること、さらに行政の介入を受け入れざるを得ないとする意見も存在すること、などが読み取れる。もちろん、漁場利用は最終的には組合や行政の承認がなければしえないため、それらの機関の役割の重要性が指摘されるのは当然のことでもあるが、ここで注目したいのは実際の調整において行政、組合に「おしきられる」（H IV-②）、或は「文句のいえない小さな漁家をつぶすしかない」（H II-①）との指摘である。これは現実の調整においては漁家の私的利害が守りとうされず、部会もそれを守りきれないことを意味している。このように、一方では部会が漁家の私的自立を保障する組織となる傾向をもちつつも、他方、漁場利用調整においては組合や行政の介入を必然化する理由について次に検討しておこう。

第一に、生産力的な側面においても総体的管理が不可欠となっていることがあげられる。各漁業が当面している生産力的な課題を確認しておけば、例えばホッキでは稚貝採取漁場を確保しよ

表9 資源の維持・増殖の担い手について

漁家番号	意 見
H I-①	本来、組合がやるべき。部会でできないことはないが行政の補助もあるし組合でやるべき。作業は部会がやるが責任は組合。組合は部会に任せきり。
②	当然、漁組がやらなければならないものがある。行政からの助成が必要なものもある。部会による。
③	とる本人がやるべきだから部会がやるべき。
⑤	本来、行政が責任をもつべきだがそうともいえない面もある。自分たちの責任もある。密漁もある。
⑥	ウニは自分でやらないとだめ。
II-①	増殖は本来考えないとだめだが、漁師が考える余地がないのが現状。
III-①	業者の姿勢を正さないと何もできない。カニカゴは徹底しているが、網で密漁などがある。
IV-①	ウニ増殖－受益者が負担しないと根付け資源はふえていかない。行政ばかりにはおんぶできない。
②	部会がやるべき。
③	部会でやるのはいいことだが資金が問題。独自活動は頭打ちになる。
V-①	受益者負担だけではすまされない。他種漁業なども含めて組合としてやるべき。場合によっては行政におおぐ。組合の対応は遅れている。
②	定着しているものについては部会が保護、増養殖をやらないとだめ。みんなの銭子でやるものではない。流れものは部会も組合も出すべき。
O I-①	最後は自分たちの問題であり、自分たちでやるべき。但し効果が問題。
②	部会が海の状況を知っているのによい。資金は組合、行政が参加してくれる。
II-①	われわれがやらなければならない。
②	全体的に漁協が積極的になって欲しい。カニの保存施設も漁協で設備すべき。
III-①	カニについては業者の自覚が第一。組合は資源管理、底曳対策は行政の責任で。サケはまず川をきれいにする。行政サイドの努力がないとだめ。
②	部会としてもある程度必要。さらに国や地方自治体の補助などを結合してできればなおよい。
③	部会は組合と同じ。ほとんどサケ部会に入っているから、組合と部会は全く同じ意見・利害になる。意見が部会と組合で違うことはまずない。
IV-①	漁業者の自己負担も必要。
T I-②	漁業種によって異なる。
③	部会、組合と役場でいいと思う。
④	助成、援助があるのでよい。それぞれ各自行うのがよい。
⑤	独自でよい。これからもやるべき。
⑥	【部会と組合の】両方でやったほうがいい。行政も当然。
II-③	よい。組合、行政もテコ入れしている。
III-①	自分たちの生活を支えるものだからできる限り自分たちでやりたい。しかし全部できないので、一部を組合や行政に援助してもらいたい。漁業者自らがやらなければならない。他の者にやらせないという意見もでてくる。漁業法の改正も必要（遊漁者対策を入れる）。
②	組合が母体となってやっている。実際の作業を部会が担うのは当然。
IV-②	部会でやるほうがいい。専門的にやれる。目でみながらやれる。とっている人たちにとっては自分たちでやるほうがいい。行政の援助があるかどうかは知らない。
⑩	定置部会でやるべき。本当は行政がやったほうがいい。我々に負担がかかる。

実態調査より

表10 漁業調整において部会が果たす役割について

漁家番号	意 見
H I ①	原案は部会で煮詰め委員会や理事会に出す。しかし理事会がそれを（実行）できない。…本人は組合にやめろといわれないのでやれるという。
②	理事会で大きな骨を作る。細かい面については部会の話し合いで。
③	コンブ部会で漁船漁業者をやめさせることはできない。ケンカになってしまい、まとまりがつかない。
④	管理委員だから、減らす方向で理事と議論するが、そういう意見を出しても通らない。組合長が大きい船（55 t， 3 億）だから言ってもだめ。8 次にむけての見通しは暗い。
⑤	部会の役割が大きい、組合の指導力は弱い。
⑥	部会は無理、組合から与えられた規則の中でいかに調整していくか。部会は親睦ぐらい。
II ①	組合は減船して漁業調整をするが（それで）やれるかどうかわからない。減船すると借金だけ残る。調整（減船）をやれるのか？やれない。組合単位でできるものでない。もしやれば文句の言えない小さな漁家をつぶしかない。国の政治としてやるしかない。…底曳をやめさせる。しかし選挙になると威力が違ふ。金がある。
III ①	組合執行部（理事会）がリーダーシップをもってやって欲しい。
②	部会でできることはしている。国、道、町におぶさっていかないとダメ。「小さめのカニは投げるな」などの決めはできるけど、国がやらないとダメ。
IV ①	最近強く不満が出てきた。①漁業者の意見を反映したものにするべき。重要になってくる。②スムーズに行けばいいが、（意見が）反映しない。管理委員会が諮問しても反映されない。有名無実。理事会が耳をかさない。③部会と理事会との矛盾
②	部会は発言権はあるが、行政からきた話は、組合（弱者を助けなければならぬ）におしきられる。現在やっている人の収入が減る。部会が泣き寝入り。調整は難しい。
③	部会が中心になってやる。あくまで部会間の話し合いで→理事会決定
V ①	部会内部での調整…サケマス、ケガニ、シシャモは多いが。理事会…所得格差問題の見通しはない。漁業種類によって減らす。共同漁業権管理委員会と理事会との差
②	広尾の前浜漁業がどうあるべきかを考えねばならない。本気でやるなら（漁業権を）一担返してもらって再配分しなければならない。道の調整案が上から出される前に各部会や組合役員が出てきてそれぞれの漁業がどうあるべきかを論議すべき。組合はうかがいばかり部会に立てる。どちらが権限あるのかわからない。執行者の責任がはっきりしない。
O I ①	他に頼れるものがない。
④	管理委員は地区ごとに選挙で選出されるが文書を読めない人も選ばれる。
II ②	漁協運営の中で、自営漁業と漁船漁業を切り離して欲しい
④	やりたがっている人は多い。みんなの希望が入れられない。組合ではなくて行政の指導でやったほうがよい。現在、行政は組合にまかせ組合は部会にまさせる。
III ①	組合としては、部会、管理委員会を尊重した対応（考え方としては）
③	当時者どうしでは一般論しかいえない。話しあいはいらない。たいていは提案どおり。

うとすれば他漁業種との調整が不可欠となるという問題がある。H II-①は「突堤をたくさん作れば漁場は造成できるが、他の漁業種との利害調整が大変。これが一番大変。」と述べているが、これはホッキ漁業の生産力をさらに高めようとするれば、漁場の総合的な利用調整がもはや避けられないことを示している。またコンブでは、十勝港の拡張による潮流の変化によって海底の砂利の動きが変わり、コンブの着生が悪くなったといわれており、漁場の物理的・総合的管理の必要性が高まっている。またウニの減少により雑藻が繁殖するようになったという指摘も聞かれ、生態系の管理も課題となっている。さらに、これらに加えてコンブへの経済的依存度の違いにより、「チェーン振り」への労働力提供に差異がみられることも指摘されている。H I-⑥は定置やシシャモの関係者が漁期の前半しか従事しないため、チェーン振りの回数が減ることもあると指摘したうえで、「(その結果) 採るだけで、手入れ、耕す仕事ができない」と述べている。これによれば、コンブの生産力を維持するためには、労働力の漁種別配分を価格原理にまかせず意識的に管理する必要性があるといえよう。さらに、最も一般的な問題として沖合底曳網漁船との漁場調整問題がある。殆どすべての調査対象者が沖合底曳、韓国船による資源減少を訴えており、資源再生産上、最も深刻な問題となっている。このように現在直面している生産力上の課題は、漁場のもつ自然の生産力をどのような形態で発揮させることが妥当かという問題であり、そのための漁法間の調整、或は労働力と漁場との結合の調整の問題である。それはまた地域漁業全体の生産力をいかなる形態と水準において措定するかという問題であり、その解決はもはや個別の部会の漁場管理機能を超える機能によらねばならない。なお、これらの課題は漁場の分割が不可能であるという素材の特性に起因しつつも、各々の課題は常に生産力の歴史的 성격に規定されて発現している。それ故、かかる総体的管理がかつての共同体による管理と区別されるのはいうまでもない。

第二に、部会内部に対立をはらみ、必ずしも十分に意志統一を行えないことがある。表11は漁業調整の論理について尋ねたものであるが、特に広尾において階層差が明確になっている。ここでは営漁類型ごとに集約しているのだから、調整論理といっても各自が関係する漁業種類が念頭に置かれていることには注意せねばならないが、漁法（自然の生産力と労働の生産力との関連）や投資規模によって、利用の正当化に関する論理には差異を認めうる。各類型の特徴を要約すれば、H-Iにおいては漁船漁業着業者をコンブから除外する意向がみられ、多漁業種を兼営する者に対する批判、或は所得不均衡への不満が根拠になっているように思われる。H-IIやⅢの場合は組合員としての平等性を重視し、調整の困難を指摘している。コンブに関しても、削減には反対との意向をもっている。彼らはコンブを収益源としてみているわけではないが（赤字の漁家も多い）、表2でみたようにコンブを蓄積基盤として上向してきた階層であり、着業実績はⅠ類型にひけをとらない。それ故、実績主義の観点からしても権利は主張しうるし、また根付け資源に関しては組合員たる限り、平等であるとの観点をうかがうこともできる。これらに対してⅣ類型（サケマス流網を営む）では漁船投資の回収を保障することを求める主張が現れる。彼らも多くの漁業種を営む類型であるが、ここでは組合員としての平等性ではなく、多額の資本を投資したことが多種兼営を正当化する理由として主張されている。

これらの主張の正当性を吟味することも必要であるが、ここでは5 t未満階層といえども調整論理には明確な差異（階層差）がみられることを確認するとどめておく。これらの主張が各々の部会にもちこまれる場合に、一つの意志を形成することが困難なことは容易に察しうる。例えば、コンブ部会についてH I-③は「コンブ部会で漁船漁業者をやめさせることはできない。ケ

表11 漁業調整の論理

漁家番号	漁業調整の論理
H I-①	(ウニの20人削減) 部会の役員もそう思っている。コンブとウニはペアでコンブしかやっていない人にはウニをやらせるべき。優先はコンブ着業者。コンブ…3つ4つの漁業種をやっている人はやめさせる。ウニ部会は漁船漁業者をはじき出した(S 59年)。
	理事が管理委員会に諮問、委員会は拒否
②	個人的には大きな影響がある。コンブは一戸で2人となっている人はやめなさいという方向。該当する人は猛反対した…やむをえないという状態。ウニ…資源量の減少、水揚げ増。コンブをとって雇われの仕事をしている人が残る(他の仕事のない人が重点的に残る)。
③	賛成。やれる人は何でもやっている(シシャモ、ケガニ、イカ)。そういう人をコンブからやめさせるべき。ウニはやめさせた。
④	コンブ、ウニの部会はへらしたほうがよい。
⑤	資源保全のため、ある程度制限してもよい。コンブ・ウニの人を優先すべき…所得の均衡が前提。 コンブウニ以外をやっている人を制限してもいいのではないか。所得の均衡は漁協の方針でもある。
⑥	潜水器ウニ削減反対。裁判も考えた。理事者の判断が間違っていた。今、潜水器を1人へらせば手拾いを10人ふやせるというが何故10人のために犠牲にならねばならないのか。漁業調整もしないでそういう言い方はないのではないか。お互いが助かるような方法が何故とれないのか。多少、不利なことがあっても仕方ない。一組員として同じ権利をもっているのに何故我々だけが犠牲にならねばならないのか。沖底をやめろといわないのは長い間の権利を認めているからではないか。切り開いてきた人の努力を無にするようなやり方はダメ。新規事業に取り組む人がいなくなる。行政がそこまでやってくればよいが。
II-①	ある程度やらなければ共倒れになってしまう。本来なら今のままがいいが(設備投資しているので)資源問題だから制限すべきだ。最近始めたという人がほとんどいない。昔からやっているといって優先権として差別できるようなものでない。この調整そのものが遅すぎる。一番問題なのは底曳。これがなければ沿岸の漁民はメシが喰える(刺網でカレイ、カスベがとれる)。ここの2~3隻は問題ない。韓国船がやっていく…水深30mからやられる。底曳をやらせている水産行政が一番悪い。あれがなければもめることもない。
②	コンブ30人削減-反対 ホッキのケガニ兼営禁止-資源があればやらせてもかまわない。資源がないことで切られたが。 シシャモの自主休漁-最盛期に休むのでひびく。資源の面ではないが。 サケマス-200カイリ問題で一番困難。沖取りがなくなれば沿岸に戻ってくる。

漁家番号	漁業調整の論理
Ⅲ-① ②	後継者を育成するためにはコンブは減らさないほうがよい。ホッキへはウニ潜水器の者を回したほうがよい。ケガニの兼営禁止はよい。 〔誰が優先されるべきかについて〕 誰やめろとはいえない。組合内部で調整 コンブ…減らすといってもどうやるんだ。組合員だったら取れる権利がある。共同漁業権だから。その人の生活権がかかっている。減った時点でふやさなければならぬとかなる。裁判されたらやめさせることができない。年とってやめたら減るかもしれない。2人でやってるから1人やめろということはない。 (営漁改善計画) …まとまるような話にはならない。ケンカになる。今は景気がよくない。 サケマス…補償をもらってそのしわよせをカニにもっていつている。虫がいい。船をもっていない人たちがやらせろといっている。組合長と彼らが選挙の条件でカニをやらせるといっていた。しかし、部会のほうでは何も聞いていない。ケガニもふえないと思う。
Ⅳ-① ② ③	条件つき賛成。それぞれの漁種にあった調整が必要。組合執行部にも協力しなければならない。 〔優先順位〕 長年経営に苦労してきた人。漁船漁業の経営者であって権利を望む人であればいい。密漁の調整をした上での増隻。 ウニ…漁船をやっていない人たちについていかにウニをふやしていくのかを考えるべき。自分たちからふやそうという意識をもつべき。 コンブ、ホッキもそう。創意工夫をやらなければならない。 コンブ…資源は減っているが、労働力との関係でもっとやりたい。 ウニ…何十年もやっていたのに禁止され不満 ケガニ…数が50に制限がある限り無理 〔優先順位〕 動力船をもっている人を優先させるべき。経費がかかるので。 理由がはっきりしなければわからない。あくまで資源状態との関係。業者会議にもかかっていない。以前は組合は「力があるものがやれば良い」という考えであった。今ごろ調整といわれても、組合に協力せずに横流し。ヤミが出ている。 〔シシャモ、ケガニ→サケマス…減船になったから戻るといわれても〕
V-①	コンブ…資源不足、赤字「機船はやめろ」、20 t未満はとれるということを10 t未満に規制(さらに) 10 t未満もやめろ。 タコ…収入いい船は7000万円。去年は5000万円。それに対応している。今年2隻ふえる。 ケガニ…船なしやめた。一特採花咲ガニ。資源ふえた時はやらせる。3単協そろっての方向を考える。 サケ定置…配当を関係ない人、組合員資格のない北洋、底曳、中型にまで与えるのは不合理。

漁家番号	漁業調整の論理
②	タコ増隻…反対。①冬期間の（タコ）漁場は狭い。広げてくれと要求。②メクラの増隻（5・6月）、水揚げが減少したのは増隻の結果。資源調査をきちんとやってからにすべき。部会に話もせずに組合が増隻をうち出す。
O I -① ② ③ II -① ② ④ III -① ③ IV -①	（漁業調整の際の優先順位について）*
	ホッキの減船があったとしても、他にやる仕事がない。道具も船ももっているから共同経営にするしかない。経験が少ないということで切ることはできない。
	② 早く船をもって何年も待っている人を優先させるべき。居住年数では後からサケ個人定置に参加し落着いた人、流れた人が多く過密状態。
	③ 今までやってきた人が優先。後継者のいないところが減る。
	II -① 漁業実績が優先されるべきだ。基準がない。やっていない人が、もうけがないといって入ってくる人も多い。赤字を出してやっている人間もいるのだから考えるべき。組合のリーダーシップを発揮する必要。
	② 1. 後継者確保が必要。2. ケガニは船主としての実績を認めるべき。3. 資源保持が必要。
	④ 共同経営でも船主は1人にすべき。現在はみんな同じ権利でやっている。
	III -① 過去の実績を重視する必要。
	③ 実績者に配分。実績ある人が優先されるべき。経営努力がある。生活権もあるけど。それまでの水揚げで割るべき。船をもって努力しているのに追いやられる。
	IV -① 実績でやっているようだし、それでやるしかない。船に金をかけて設備しているのだから。

実態調査より

※大津については、漁業調整の際の順位はいかにあるべきかとの設問になっている。

ンカになってしまい、まとまりがつかない。」と述べているし(表10)、部会長も「部会で集約するのは不可能」と述べている。このような傾向は単一階層で組織されているウニ、サケマス以外の部会では、概ねみられると思われるが、部会がもつかかる限界故に、調停者としての漁協、行政の介入が要請されることになる。例えば、「行政は金を出した以上は進言できないのか。道一支庁一町一組合として組合の上に立ち、組合を総括、監察すべきではないか。」(HⅠ-⑥)、或は「組合執行部がリーダーシップをもってやって欲しい」(表10, HⅢ-①)という要求はかかる背景から出ていると思われる。

第三に、地域間の利害対立が部会の統一を妨げるという問題がある。大津では単協内に大津、十勝太、厚内の三地区があり、漁船漁業は厚内が最も展開している。表12によれば厚内のほうが雇用者を導入している経営体が多いことは明らかであるが、この結果、ホッキの出漁調整は困難であるという。OⅠ-②によれば「大津は共同経営で単価が安くなると休めるが、厚内は給料で若い者を頼んでいるので、休漁にしても一ヶ月分の給料を支払わねばならず休みたくない。休漁するかどうかは部会で決めるが、どうしようもなくなったら厚内は厚内でやる。組合は最初めだといったが、ならば組合で調整しろといった。」という。またこれに関連して実行組合ごとの対立も指摘されている。OⅢ-③によれば「2町村1組合だから実行組合ごとの対立はある。理事者に地元の配分意見をいう。配分は経営ごとに割るが、それまでの地元の引っ張りあいがある」。地区ごとの対立はケガニ、シシャモにおいても指摘されており、この対立は基本的には漁船漁業における分解の地域的発現とみるべきであるが、大津の場合はさらに特殊事情も存在する。それは定置の「親方」ごとに「派」が存在するといわれていることである。今回の調査では実態は確認できなかったが、「冠婚葬祭も派の長がとりしきり、行政区長には頼まない」(OⅠ-④)との指摘もあり、仮にこれが事実とすれば、地区間の対立はこれにより一層増幅されていると考えられる。

同様の対立は大樹でもみられる(浜大樹と旭浜)が、これらの対立の主な要因は漁港整備にあるように思われる。大津から大樹にかけては砂浜がひろがり、漁港が整備されるまで漁船は浜から直接、揚げ降ろしされていた。漁船規模の拡大の最大の障害が漁港問題であったため、漁港整備の運動は早くから展開されるのであるが、結果的には大津では厚内が、大樹では浜大樹が先に整備され、その後の漁船漁業展開に差を生ずることになる。大樹では漁港既成会が両地区に結成され、それぞれが陳情活動を展開したために、一時は組合の分裂さえ危惧されたという(組合長談)。これに対し、広尾の場合は十勝港、音調津漁港の整備が早くから進んだため、かかる対立は抑制されている。

第四に、資源維持・培養が補助金に依存してなされていることがある。資源維持に努力すべき担当者を尋ねた表9によれば、行政からの補助があるため組合が担うべきとする意見が特に広尾のⅠ類型にみられるし、大樹でも部会、組合、行政の三者でやるべきとする者が多くなっている。資金・技術の面から部会が担うことの困難性を指摘する者もあり、組合が担うべきとする理由は一様ではないであろうが、いずれにせよ資源維持・培養に関して何らかの補助を必要とすることが、組合・行政の分担を求める理由となっており、さらにこれが先にみたような「金をだすかぎり組合を総括せよ」という類の要求につながるようにも思われる。

以上の理由によって組合や行政の介入は必然化される。部会は確かに受益者の私的利益により組織されるのであるが、以上でみてきたように私的利益といっても、それは同時に階層的な性格をも明確にしつつあること、及び生産力的にみればその利益は私的にのみは守り得ないことが、

表12 海上作業従事者構成別経営体数

地 区	計	家 族 の み	雇 用 者 の み	家族と雇用者
大 津	72	64	7	1
厚 内	124	83	7	34

第7次漁業センサスより作成

私的組織としての性格に限界を与えている。そしてこの限界は多くの階層が混在する漁業種、つまり地域における基幹的漁業種ほど明確であり、上向化をなしとげた階層が着業する小型サケマス部会などではかかる限界は緩和されている。このことは、多くの場合、沿岸漁家の限界層が着業する漁業種においてかかる限界が顕著になる可能性が高いことを意味しており、量的に多数を占める限界層の私的自立の困難さをもたらす一つの理由はここにあるといえよう。つまり自立(経済的自立)への要求が最も強い限界層の要求が、部会をとうして一本化されず、「下から」の要求は分散させられる。にもかかわらず商品化が進むもとでは、彼らも私的自立をすすめるをえず、その矛盾を解決し彼らの要求を実現するために、組合の調停的介入が求められることになる。

介入の手段は、漁家の所得と就労を保障する効果が最も高い定置網漁業となっている。そこで次章ではサケ定置網漁業の位置づけかたを中心に検討することになるが、あらかじめ述べておけば、組合が調停に乗り出し定置網漁業を位置づける論理にも地域差がみられる。そしてその差は、結局、分解の差によっているといつてよい。以下、この点を検討していこう。

3. 漁協経営の論理

(1) 広 尾

以下では部門別事業利益を比較することにより、組合会計にとっての定置網漁業の意味を確認しておきたい。表13, 15, 16が各単協の事業利益であるが、その収益構造には明確な差異が認められる。広尾の場合、先にみたように40年代は中小漁業における蓄積が進んだ時期であったが、それを反映して40年代の事業利益は、販売事業が大宗をなし製氷・冷凍事業といった中小漁業の関連事業がいくらかの寄与をなすといった形になっている。しかし、後者の事業は不安定性をまねがれず、基軸をなしたのはやはり販売事業であるといつてよい。販売事業が事業利益の基軸となるのは漁協の一般的な傾向であるが、この時期の広尾の場合は中小漁業の他港水揚げ、および外来船による十勝港水揚げの比率が高いことが特徴となっている。表14は販売事業取り扱い高に占める他港水揚げ、組合員外水揚げの比率であるが、40年代においては他港水揚げが50%を上回ること、員外水揚げが30%以上の比率であったであろうことが推察される。このうち他港水揚げが多いことは、水揚げ高が増大する割には、組合の手数料収入が伸びないことを意味している。つまり組合員が地元の水揚げすれば組合は通常の5%の手数料を得られるのに対し、地元外の水揚げの場合は1.5%の手数料しか得られない。当時の信用事業や購買事業の利益はそれほど高くなく、むしろ赤字の年度もあるぐらいであるから、水揚げ高にみあう事業高を維持しようとするれば、さらに水揚げ高を増大させねばならないという構造が、40年代の中小漁業の展開に伴って形成されていったとみてよい。こうして員外水揚げは販売事業、さらには組合経営にとって重要な位置づけを与えられているのであるが、サバやイカを中心とするその水揚げ自体が不安定である

表-13 事業利益（広尾）

年度	合 計	信 用	購 買	販 売	利 用	製 氷	冷 凍	無 線	管 理	指 導	定置（定置分配比率）
45	7,147	△ 2,062	1,856	37,340	4	1,272	3,465		△ 35,414	685	
46	△ 563	△ 1,967	4,718	52,789	△ 33	△ 6,795	3,410	△ 873	△ 51,825		
47	△ 3,215	△ 630	975	55,507	△ 595	△ 4,010	△ 15,989	△ 977	△ 48,580	11,083	
48	26,159	8,924	△ 2,486	57,711	116	11,528	6,417	△ 2,975	△ 53,318	242	
49	6,617	12,717	△ 9,130	75,017	3,487	7,454	6,944	△ 1,671	△ 45,105	△ 20,586	37,490
50	119,082	21,059	△ 9,344	94,788	4,494	9,868	9,871	△ 12,508	△ 56,722	△ 26,951	84,528
51	65,184	26,029	△ 6,870	101,596	1,293	10,679	6,289	△ 10,098	△ 48,054	△ 23,948	8,268
52	111,763	2,930	△ 7,069	108,799	1,280	13,757	11,315	△ 9,335	△ 67,602	△ 24,135	81,822
53	116,566	84,627	△ 1,978	77,075	1,510	19,760	7,963	△ 7,469	△ 70,576	△ 54,181	59,834
54	123,370	103,334	△ 6,108	95,095	19,461	13,021	10,761	△ 12,013	△ 67,746	△ 43,785	11,350（15 %）
55	126,360	94,367	2,869	118,999	2,102	170	5,671	△ 12,534	△ 89,315	△ 34,214	38,243（15 %）
56	120,819	101,195	2,692	109,765	2,249	△ 5,610	2,656	△ 9,365	△ 90,815	△ 23,590	31,641（22 %）
57	201,835	104,537	△ 7,356	119,232	105,545	9,866	△ 19,929	△ 9,353	△ 95,059	△ 45,958	40,311（27.5 %）
58	91,891	55,090	3,607	149,789	5,489	22,921	△ 17,423	△ 6,562	△ 106,146	△ 37,370	22,497（24 %）
59	121,850	68,413	△ 3,344	131,305	4,735	38,672	5,869	△ 6,691	△ 97,246	△ 36,981	14,324（9.5 %）
60	67,224	57,593	△ 3,369	95,008	7,429	4,841	16,204	△ 8,563	△ 94,771	△ 52,641	38,656（10 %）
61	19,868	48,673	△ 7,162	63,947	7,560	12,009	13,362	△ 10,976	△ 86,161	△ 52,279	25,819（8 %）

※ 45年度は市場、販売の合計額を販売事業利益とした。

（千円）

59年度から共済事業利益も計上されているが、表示は省略した。

各年度業務報告書より作成

△はマイナスをあらわす。（以下同様）

こと、販売事業高の増大策としては受動的で消極的であることは否めない。そこで安定的な収益源として、定置網漁業が注目されることになる。

広尾では49年度からサケ定置網漁業が組合自営として開始される。当初はサケ定置網の生産力自体が不安定であったため、組合経営への寄与も年変動が激しいが、52年度には約8,200万円の利益をあげ、販売事業に迫る水準に達している。その後、サケの回帰率の向上に伴う収益性の向上がみられるが、経営形態のほうは54年度以後は法人経営、57年度以後は共同経営へと代わっていく。この変化をもたらしたのは後にもみるように、組合の経営安定化要求と組合員の所得向上要求の対立である。すなわち、組合自営方式は組合の事業活動である以上、直接には組合の事業収益が目的となり、組合員への利益還元は剰余金の出資・利用配当として間接的に行うという形にならざるをえない。そのため、組合員への利益還元は出資・利用の格差（出資では50万円から1,100万円、利用では100万円から2～3億円）により、事業規模の大きい者に多くなされることになる。組合経営の安定という観点からすれば、自営事業方式は組合会計への繰り込み率が最も高くなるが、所得増加要求が最も強い階層に最も低い配当しか実現できないという矛盾は、定置網の収益性が向上すればするほどあきらかになる。このため、54年度から経営方式は組合と法人との共同経営に変更される。これにより両者の配分比率は組合が3、法人が7となり、法人構成員たる漁家の取り分の増大と均等配分が実現できたのであるが、同時に表13によれば組合の取り分も、年度による変動はあるものの、販売、信用事業に次ぐ安定した収益源となしうるほどになっていることを確認できよう。また、定置資材は組合所有となっており、利用事業を通じて共同経営団体に貸し出される形をとったため、利用事業収入もこの時期になって増大し、組合経営の安定化の一翼を担うことになる。

その後、法人形態での税負担の回避のため、59年度より「サケ定置共経団体」と呼ばれる共同経営方式に変更し、組合取り分は10%とされた。これによって定置事業収入は以前よりも減少しているが、販売事業収益の減少が進行するもとで総事業利益に占める定置事業利益の比率はむしろ増大している。したがって現在でも、組合経営上、定置事業利益は不可欠の位置づけを与えられているといつてよい。

(2) 大 津

大津の場合はサケ定置が基幹漁業種であることに規定されて、かなり特異な収益構造を示している。表15によれば、40年代前半までは自営部門の事業利益が販売事業の利益を大幅に上回っている。当時は自営網を43年に6ケ統、48に7ケ統、49年に8ケ統と増統しており、これに伴い自営水揚げ高は39年（当時は5ケ統）の9,400万円から50年には8億4,000万円へと着実に増加している（60年には15億円）。この増統によって当時の組合経営は支えられていたといえる。しかし、このことは同時に定置網漁業の収益動向が組合経営の動向に直結することを意味する。事実、47年の不漁年には自営部門が赤字を記録したことにより、事業利益は前年比約50%にまで減少し、51年の不漁年にはついに3,400万円の欠損金をだすまでに至ってしまう。さらに、この年は貯貸率、固定比率も悪化し、サケ定置の収益動向は文字どおり組合事業全般に影響している。かかる脆弱性を回避するため、一方では販売事業収益を主たる収益源に位置づけ（52年から受入手数料を3%から4%に、61年からは5%に引き上げ）、他方では自営事業の十勝川捕獲場、蓄養池を54年に移管し、同時に自営網従事者41名を法人網に移している。このような「合理化」によって50年代後半には自営網の収益性も安定し、組合の収益構造も販売事業主導型となっていく。

表-15 事業利益（大津）

年度	合 計	信 用	購 買	販 売	利 用	冷 凍	自 営
45	25,983	1,162	△ 3,043	7,373	△ 472		20,963
46	23,959	1,145	△ 3,002	8,284	△ 609		18,142
47	11,897	4,504	△ 4,454	13,307	△ 665		△ 795
48	24,034	△ 133	△ 4,181	24,323	△ 814		4,841
49	23,266	2,533	△ 2,535	19,737		△ 3,886	7,417
50	37,257	1,415	△ 3,124	33,335		△ 5,727	11,357
51	△ 34,431	△ 2,236	△ 6,244	△ 9,047		△ 5,876	△ 11,025
52	△ 265	△ 8,110	△ 4,631	15,876		△ 2,365	△ 1,034
53	28,595	△ 3,716	△ 11,775	33,703		△ 5,201	15,585
54	52,263	10,060	△ 5,870	32,725		△ 6,432	21,780
55	63,039	8,825	△ 4,518	45,141		△ 7,385	20,976
56	74,150	△ 8,814	123	65,695		△ 10,120	27,266
57	70,734	△ 5,181	△ 613	61,766		△ 10,526	25,289
58	74,337	641	4,949	52,070		△ 11,083	27,759
59	31,997	△ 6,303	△ 4,420	40,456		△ 11,620	16,707
(39)	3,824	△ 1,562	△ 1,173	5,826	△ 518		3,251
(44)	23,700	2,934	△ 2,718	7,466	△ 187		21,541

(千円) 各年度業務報告書より作成

大津のこのような展開は自営事業のもつ限界を示唆するといつてよい。すなわち、当初（戦後初期）は密漁により混乱した漁場利用秩序を正し、就業機会を作り出すことを目的として自営事業が開始されたのであるが、増田洋氏が指摘するように⁶⁾この時期の定置網の生産性の向上は自営網従事者の独立志向（法人組織化）をうみだし、漁場利用秩序を動揺させた。現行制度では法人のほうが個人よりも優先順位が高いため、従事者のかかる志向は、個人定置業者の占有権を否定することに直結する。それ故49年に発生したこの競願問題を契機に、個人網は法人に組織替えを行い、その際自営網従事者の一部を名義上の株主とすることにより、自営網従事者の独立志向に対抗することになる。これが漁場利用秩序の安定にとっての自営事業のもつ限界とすれば、就業の場を組合自らが維持してきたことの限界が、54年の「合理化」対応に現れたといつてよい。それは一つには自営事業依存の組合収益構造のもつ脆弱性が原因であったこと、もう一つは自営事業自体が資源変動に際して、労賃部分の大きさに耐え得ず、労賃を削減する「合理化」を不可

避としていたことによっているからである。したがって現在の自営事業は、自営事業従事者の自立志向と新規参入を抑制することによって成立しているといえる。

(3) 大 樹

大樹の場合は40年代から販売事業が収益構造の基軸として位置している。販売手数料は44年度まで3～4%であったが45年度からは5%に引き上げられ、表16にみるように事業利益を増大させている。この限りでは大津と同様の展開を示すのであるが、大樹の場合は販売事業高に占めるサケの割合は、40年代は50%前後であることが特徴になっている。つまり、40年代から零細な漁船漁業の漁獲物の商品化がめざされており(41年度業務報告書「小口鮮魚の取り扱いについては、今後まだ研究すべき問題点も残ったが、全体的には良い結果を得た。」)、漁船漁業の生産力拡充が販売事業取り扱い高を増加させ、組合経営の安定化にもつながるという関連が明確であったことを指摘できよう。そのため、大樹では定置網漁業の位置づけも先の二組合とは異なるものとなってくる。大樹でも49年度に自営事業として、1ヶ統の定置が着業される。ところが、51年度には早くも経営形態が会社組織(大樹水産)に変更されている。これは直接には自営形態であれば個人定置業者にも配当がなされるという「不合理」に基づくのであるが、より規定的な理由として当時進められていた地域漁業生産力の見直しをあげねばならない。

見直しの基本的な特徴は①漁業調整に基づく漁場の有効利用と拡大、②漁場・資源の協同利用に基づく所得向上、格差是正、③地元就労体系の確立に基づく後継者の確保、の3点にあったといつてよい。49年度の「漁業振興基本構想」によれば、40年代の漁船規模拡大によって大半の漁船が根拠港を十勝港(広尾)に移し、経費が増大したが、それを「出漁日数確保による増収で補い、経営採算がとれ漁船の大型化、近代化が一層促進された」という。しかしそれは同時に乱獲による資源減少(シシャモ、ホッキ、ケガニ等)につながり、「投資との均衡が保たれない状態となり経営難を訴える漁家が多くなった」と指摘されている。このことは「非経営就労漁家」たる漁業労働者階層にとっても就労機会の不安定化をもたらすことになる。かかる関連は既に2章-(1)で確認したところであるが、大樹の場合は沿岸漁船漁業の水揚げが50%近くを占めるため、組合経営としても沿岸漁船漁業の生産力問題を回避できなかったこと、及び「漁場の狭隘が極めて深刻な事態となっている」もとでは後継者の確保は集団的な対応によらねばし得なかったことの2点により、この時期に上のような対応が組合としてとられることになったと思われる。

49年から50年にかけて提起された対策の要点は次ぎのとおりである。①t数階層別に漁種を再編成し、階層別漁場利用を行うこと(沿岸から沖合までt数階層別に利用する)、及びそのために必要なサケマス流網、イカ釣等の許可を他の単協から集中(購入斡旋)すること、②漁家所得の向上と格差是正のため、「専従者給与制度の促進と地区内漁業就労体制を確立する」こと、及び「漁場の共同利用、共同経営(漁協の漁業自営又は漁民会社による漁業経営等)」に基づく「集団的漁業経営により収益の向上と均等化を図る」こと、③漁業労働者、後継者の確保・安定就労をはかるため、「就労者を中心とした漁協の下部組織づくり」をすすめる、組合活動への参加を促すこと、また「経営体構成員としての資格を明らかにする」ことにより経営参加を進めること。この他にも漁港整備や市場流通対応の問題が指摘されているが、漁場利用にかかわる以上の点に関して、その基本に貫く発想は「複合漁業」であったという。つまり定置網漁業も含めて採算がとれるように漁船漁業を再編成することをさすのであるが、広尾と異なりコンブやウニといった根付け資源に乏しいなかで、それらにかかわる共通の蓄積基盤として定置を位置づける試みであったといえ

表-16 事業利益（大樹）

年度	合 計	信 用	購 買	販 売	冷 凍	利 用	自 営	捕 獲
45	5,182	△ 705	△ 101	8,634	△ 1,791	△ 847		
46	4,961	△ 2,095	△ 1,126	13,114	△ 4,016	△ 913		
47	1,465	△ 2,114	△ 936	8,941	△ 3,256	△ 1,197		
48	7,534	△ 3,927	△ 991	16,372	△ 2,687	△ 1,230		
49	30,510	△ 2,424	447	24,526	△ 2,778	△ 1,261	11,999	
50	64,982	1,007	△ 334	38,897	814	△ 1,372	25,572	672
51	5,114	529	△ 2,515	18,344	△ 5,022	△ 1,661		△ 4,573
52	18,622	△ 1,535	△ 2,507	31,023	△ 5,576	△ 2,780		0
53	△ 6,033	△ 4,394	△ 6,020	13,563	△ 4,660	△ 4,521		0
54	38,605	49	△ 3,299	48,113	△ 1,389	△ 4,868		0
55	41,942	5,395	△ 4,967	50,764	△ 2,406	△ 6,844		0
56	45,364	4,517	△ 4,176	50,457	△ 5,433			0
57	46,549	7,544	△ 8,353	54,205	△ 6,847			0
58	36,065	3,697	△ 4,844	53,646	△16,433			0
59	22,718							
60	31,662							
61	10,192							

（千円） 各年度業務報告書より作成

※ 59年度以後、部門別には事業総利益が記載されなくなった。

この他にも指導、無線、管理の事業利益があるが、いずれも0となっているので、表示は省略した。

よう。かかる視点から見れば利用高配当という分配方式は、必ずしも適切なものでなかったのは当然であり、自営から漁民会社方式に移行したことも以上の脈絡において理解される必要がある。さらに53年には定置網が2ヶ統増統されるが、これも「先進地からみれば漁船漁業はハンディがあり、それを定置の増統でまかなう」（組合長談）という発想に基づいており、ここでも定置網漁業があくまでも漁船漁業の発展とそれを通じた地域内安定就労の実現という目的の手段として位置づけられていることを確認しうる。

さて、以上のように各地域ともに40年代後半に至り、定置網の経営形態、或は漁場利用体系における定置網漁業の位置づけをめぐる見直しがなされているが、その際の漁協の側の論理は、

結論的には各地域の漁業構造に規定されていたことを確認できよう。小論の主題との関連でいえば、それは40年代の分解の進展の結果としての私的自立の形態の規定性を確認することでもあった。すなわち、広尾では中小漁業の資本としての私的自立が展開し、沿岸漁業者の所得要求に基づく私的自立との差異を明確にする。そのことが組合経営内部に反映し、中小漁業に依存した収益構造を維持するための組合経営安定化要求と沿岸漁家層の所得安定化要求が定置事業をめぐって対立している。大津では小生産的自立の困難さ＝過剰人口圧力の高さに規定され、組合が就業・所得の保障の任務を担うのであるが、自営部門に依存した組合経営の脆弱性が漁獲量変動に伴って顕在化し、一定の合理化を余儀なくされる。大樹では、小生産的、「労働者」的自立の条件をつくるのが組合経営の安定化のためにも不可欠であり、定置網漁業は直接的には漁家所得の向上・就業の場の確保の要求に応える形で組合の側からも位置づけられた。以上のことを確認したうえで、次章ではこのような漁協の側の定置網漁業の位置づけが、漁場利用秩序に対してもった意味を検討する。

4. 漁場利用秩序の構造

(1) 定置網漁業における所有・分配・労働

ここで漁場利用秩序とは、漁場の利用に関して相互に正当性が承認された原則にしたがって利用者間の関係が調整されている状態をさす、とさしあたりしておきたい。小論のここまでの展開によれば、かかる秩序は漁家の所得確保・安定就労要求、その実現の階層的論理（＝分解の結果現れた漁家の要求）、管理者たる組合の経営論理の三契機によって構成されと考えられる。営漁類型の強制的変更を漁業権行使方法等に関わる規制によって行うこともありうるが、その際も所得・就労要求がなんらかの形で実現されることが条件であることはいうまでもない。事実、50年代に入って進行した「資源問題」を理由とする再編は、結局、多種兼営が困難になった階層のかかる要求をかえって顕在化させたのであり、それに応え、漁場利用秩序を維持、或は再編していくための手段は、新たな共通の蓄積基盤としての定置網漁業しかなかったといえる。そこで以下では上でみた定置網漁業の位置づけが、漁家の要求にいかに応えているかを確認していこう。

表17は各地域の定置網漁業に関する所有・分配関係の概要である。大樹については後述するのでここでは広尾と大津について補足しておこう。組合自営方式をとっている大津の場合は、当然のことながら資産の所有権は組合に属し、運営にも組合理事が中心となってあたっている。61年度では理事9名中6名が法人定置の関係者であるから、組合自営に関する彼らの発言権はかなり強いといってよいであろう。従事者の代表としては役付者（船頭、副船頭、帳簿等）が参加しているが、必ずしも従事者階層の利益代表たる性格をもつものではない。この点では広尾の場合は、組合自営の性格を強くもつ共同経営でありながらも、大津よりは組合理事者の発言権は抑制されているように思われる。表中の共経団体理事は12の地区ごとに総代の中から選挙で選ばれており、一般組合員の意向を反映する可能性が開かれているといえよう。しかし、ここでも従事者は役員に就任することを禁じられており、従事者の意向を運営に直接反映するルートは保障されていない。その意味では広尾、大津ともに所有・経営と労働は分離しているといえてよい。広尾ではさらに、地代（配当金）取得者の性格をもった共経団体理事が経営に携わっており、組合経営安定化要求と漁家所得（労賃）確保要求との間に配当金（地代）確保の要求が介在し、新たな対立となる可能性ももっている（特に近年の配当金増加のもとではその可能性は強まるように思われる）。

表17 定置網漁業の所有・分配関係

地 域	広 尾	大 津	大 樹
定置網の所有権 意志決定機関	漁協 共同運営委員会 (漁協理事(3)+ 共経団体理事(17))	漁協 漁協理事会	大樹水産 取締役会
組合会計への繰り込み 労賃配分方法	利益の10% (総水揚げ-大仲経費)×0.233 -(最低保証給+奨励給)	自営収入の6% 総水揚げ×0.94- 固定給	0% (総水揚げ- 大仲経費)×0.65

漁協資料より作成

分配関係を次ぎにみておこう。広尾、大津ともに賃金形態は最低保障給(固定給)と歩合給の併用であるが、広尾の場合は配当金を保障するために、総水揚げから大仲経費(市場販売手数料、漁期前、漁期中の準備作業の人件費、海産親魚代金)を引いた額の23.3%を賞与(歩合給)の上限としているのに対し、大津の場合は組合一般会計への繰り込み分を総水揚げの6%としてあらかじめ確保し、それを上限として賞与を増額するという方法をとっている。いわば、広尾では配当金として発生するところの地代部分までも労賃として自営参加者に分配してしまうという対応である。かかる対応が、ほぼすべての組合員が自営か法人の定置に参加しているという就業構造(画一的な=地代を最大化する漁場利用)を前提として可能となっていることはいうまでもないが、この前提は固定給の水準にも現れている。すなわち、大津では固定給として月額30万円が支払われるのに対し、広尾では8月中旬から9月20日までの準備期間は日額1万円、9月21日以後は日額6千円と歩合給が支払われる。これは広尾の場合、コンブと時期的に競合するため、コンブの最盛期にはそれに見合う賃金水準を実現することが必要なためであろう(組合職員はコンブとの競合を避けるためと説明しているが、それはこのような意味と思われる)。逆に大津の場合の賃金水準は他の漁業労賃・所得との比較を行うことなく設定することができる。

以上のように両地域の所有・分配関係は、直接にはそれぞれの漁協経営の論理に規定されていることを確認できよう。同時にそれは漁家の所得・就労要求を漁協経営の論理を媒介にしてではあれ実現するものであったのであるが、その際、漁家要求の実現形態に対する規定性が、あくまでも漁協の側にあることを明瞭に示すのが従事者の資格規定である(意思決定機関の構成にも漁協の側の主導性は明らかである)。広尾の場合は組合員のなかでも表18のような優先順位を定めている。これによれば実績者に欠員が生じた場合は、組合の漁業調整に応じた者が優先されることになっており、この点に漁場利用秩序を形成する手段としての定置網漁業の性格は明確であろう。大津の場合も同様である。表19によれば43年以前に組合員となった者の後継者を除いて、新規の参加を制限していること、及び定置漁業者の関係者を排除していることが明らかであるが、(4)の2、3は法人定置からの脱退者、申請時点での構成員、さらに免許されなかった法人についてもその構成員となっていた者を排除することを規定している。これは法人と自営、つまりは現在のすべての定置網漁業の従事者が、新たに法人を構成することを試みた場合、自営網への就業を許さないという規定である。かかる規定の意味が、49年のような従事者階層の私的自立志向を抑制すること、換言すれば現行の漁場利用秩序を混乱させないことにあるのは明白である。

次に、以上の所有・分配関係に対する漁民の評価をみておこう。広尾の場合、所有形態の変更

表18 定置網漁業従事者の優先規定（広尾）

- (1) 組員又は、その家族であるこの事業の過去3ケ年の従事実績者。
- (2) 広尾漁協の指導方針に基づいて漁船漁業を廃業し又は、1年以内に廃業の確定している者及びその家族。但し、優先取扱期間は3年とする。
- (3) 漁協の指導方針に基づいて特定漁業（昆布、ししゃも、毛がに、さけます）を廃業した者及びその家族。但し、優先取扱期間は1年とする。
- (4) 災害被災者であって委員会で特に認めた者。
- (5) 前各号に該当する者以外の者。

漁協資料より作成

表19 定置網漁業従事者の資格規定（大津）

- 次の各号の1に該当する組員は自営漁業の従事者となることができない。
- (1) 昭和49年4月1日以降新たに組員となった者（第2号ただし書の組員を除く）
 - (2) 第1号本文に掲げるもの以外の組員であって且つ毎年度8月20日現在で組合加入後満7ケ年を経過しないもの。ただし昭和43年3月31日以前に組員となった者の後継者（長男又はこれに準ずる者と理事会で認めた者。以下後継者と言う。）とした加入した者を除く。
 - (3) 前号ただし書の組員（承継加入者を含む）については被後継者たる組員がこの自営漁業に従事しているとき後継者以外の同居家族については加入後3ケ年をそれぞれ経過しないもの。
 - (4) 定置漁業者（法人にあってはその構成員を言う。）及び定置漁業者の後継者（昭和52年度までに従事し又は従事する資格を得た「従事資格年限の未到来者を含む」組員を除く）
 - (4)の2 法人である定置漁業者の構成員から脱退した者並びに免許又は許可を受けた法人の申請時点において構成員となっていた者。
 - (4)の3 定置漁業権について免許を申請した法人の構成員であったもの。
 - (5) 毎年度1月1日現在において満65歳に達するもの及び満18歳に達しないもの。
 - (6) 夫婦（実質的に内縁関係にあると理事会で認めたものを含む。）がともに組員である場合は1人とする。

漁協資料より作成

については概ね肯定的に評価されているが（表20）、その理由は配当金の増大にあるとみてよい。このことは分配関係が根拠となって所有関係が評価されていることを意味しており、分配額の増額要求は、運営委員からの組合理事の排除、「大樹のようにすればよい」つまり法人化すればよい、といった所有関係の見直し要求を一部に発生させている。この点は生産手段の所有形態について尋ねた表21においても確認しうる。調査上の制約により漁船漁業を営む者に対しては回答を得ていないので断定はできないが、実際に定置網漁業に従事するⅠ類型においては生産手段も共経団体で持つべきとする者が多いといえよう。このように、広尾においては漁家の所得増額要求に応えた限りで、現在の定置網の所有形態は肯定されているが、組合の排除、或は組合からの独立志向が一部とはいえ存在することからすれば、現在の所有形態は経過的な形態とみるべきであろう。

その際、今後の形態を規定する最大の要因は、漁家の所得要求の性格であろう。すなわち、配当金或は労賃のどちらとして分配を要求するかという問題である。例えば表22によると定置網漁業の労賃は他と同等か低めとみられているが、配当金とのバランスを勘案した上で、適当な水準とされていると思われる。これは配当金収入が定置網漁業の生産力に妥当な分配形態と判断されていることを示すとすれば、配当金取得者から運営委員を選出するという現行の形態への同意が多いこと（表23）も納得されよう。このような関連において、分配原理は所有形態を規定すると考えられる。この点についてはこれ以上論及する材料がないが、ともかく広尾の場合は、組合が定置網漁業の分配、所有に関与することは否定的にとらえられる傾向を確認しておきたい。ここに、先にみた組合の側からの定置網漁業の位置づけとの齟齬をみることができる。

大津の場合は、所有と経営は先にみたように協同組合において統一されているが、従事者たる労働者とそれらとの関連が問題になる。調査対象数が少ないため断定的なことはいえないが、表24では個人定置（法人定置）よりも、組合への繰り込み比率が高いことに対する不満がいくつかでている。Ⅰ-②が最も明瞭であるが、かかる不満は組合自営といえども働く者にとっては個人定置と大差がない、或は明確な区別を行っていないという意識の現れともいえよう。このことは組合自営においても、既に所有と労働が分離していることを予測させる。傍証でしかないが、次の二点をこの点に関わって指摘しておきたい。第一は表25にある勤労意欲に関する問題である。

Ⅰ-④は自営網に従事する者が網間の漁獲格差を克服すべく努力しないことを指摘し、「墮民養成所」とまで評している。周知のように戦後の漁業制度改革においては、組合自営は共同意識をもった集団経営として高い評価が与えられて、或は与えようとしていたのであるが、それに比するまでもなく、法人経営よりも生産力的に（個人の発達にとっても）不適格な経営形態であるとの評価がここでなされている。しかし、これを今日の自営定置全般に広げて理解することができないことはいうまでもない。表26は労働条件等に関する不満を誰に訴えるかを尋ねたものであるが、従事者であるⅣ-①は経営に関する情報が周知されないことを批判している。彼のいうとおり業務報告書に記載されるのは網ごとの水揚げのみであり、決算は損益計算書のなかで8ヶ統を一括して示されるにとどまる。批判するにも内容がわからないとする彼が「働いている人がタッチすることは何もない。魚をとることだけ」と述べるのは、大津の経営形態からして理解しうるが、情報を周知することは現在でも難しいことではなかろう。従事者に対する調査は2戸しかできなかったので推測にしかすぎないが、彼らが漁船漁業者との情報量格差（組合運営に関して）について「漁船漁業の人のほうが組合の内容もよくわかっている」（Ⅳ-①）と述べていること、及び従事者組織の必要性について「（従事者組織は）あったほうがよい。働くものの意見が理事会に通らない。労働組合的組織があったほうがよい。」（Ⅳ-②）と述べていることからすれば、彼らの勤労意欲の喪失は自営形態に固有というよりは組合運営の方法と密接に関わっていることを示唆するように思われる。しかし、現実には組合運営のありかたを見直すよりは、Ⅲ-①のように法人経営を見直す（法人化を進める）という動きが顕在化しつつある。現在、増統による採算の悪化をいかに乗り越えるかは大津の定置網漁業全体の課題となっているが、そのなかで「企業合同」とともに自営定置網の収益性向上策が問題となるのは必至であり、その一つの策として法人化という形での所有と労働の一致がめざされるのも十分にありうることであろう。とはいえ、Ⅳ-①のように法人化は結局、個人定置と同じになるとの指摘も無視できない。今回の調査では49年に新たに結成された法人のその後の性格を把握することはできなかったが、Ⅰ-②のようにその動きを「個人の私利私欲」と評する者もあり、Ⅳ-②の見解も特異なものとはいえないように

表20 自営から共同経営への所有形態の変更について

漁家番号	意 見
H I ①	本当は組合がかかわらないのが一番良い。運営委員会にも組合理事が入らないほうがよい。
②	賛成 漁民個々に利益を還元するためによい。定置の利益を少しでも多く、漁民に還元する。
③	組合自営のほうが配当が少ない。大樹のようにすればよい。
④	賛成 その前は7:3だった。
⑤	賛成
⑥	賛成 組合の会計へのくりこみ分が減った。
II ②	賛成 配当があたるので
III ②	配当が多くなる。元は1人10万円の出資金を出して30万かそこらだった。
IV ②	わからない。
V ②	賛成 経費が削減できる。A氏のころ組合とり分は30%, 数におしきられて10%になった。組合経営が自営ぬきになりたたなくなっている。

実態調査より

表21 生産手段を共経団体が所有することについて

漁家番号	意 見
H I ①	網も船も共経団体でもつべき。賃貸料で償還できる。
②	生産手段を全部そろえると億の金になる。漁組が貸すのがベスト（将来にわたってもサケが安定的に伸びる保証がない）
③	共経でもつ方がよい。
④	水揚が大きい（7億）から、共経ではそういう財産をもてないことになっているが、本当はもっていたほうがいい。
⑤	賛成
⑥	共経でもったほうがよい。自分のものという気がしない。
III ②	出資金が10万円では何もできない。しかしある人ばかりでないから全員出せるように安くした。
V ②	共経団体が持つのは危険。自分たちがやっているという意識が出てくる。組合の発言権がなくなる。組合が入っているからこそ、まがった形にならない。漁も将来保証されているわけではない。

実態調査より

表22 定置網漁業における分配方法と賃金水準について

漁家番号	分配方法（配当金比率）	従事者賃金の水準
H I ①	現状で仕方ない。従事者をふやすと配当がなくなる。	固定給は他と比べると安いが平均12～3人使うことところを広尾では17～8名使っており、今の労賃しか出せない。定置を高くすると沖に出る人がいなくなる。(ex イカ)
②	方法としてはそのままがいい。比率も「9対1」になっている（共経団体9割）。8次の切り替えで家族1名にする方向へ	以前からみたら割合を下げている（株主配当を多くするために）。いたしかたない。評価方法は遂次改善してきている。経営者意識が道具を大切にさせる。
③	配当部分をふやして欲しい（定置で働いていない）	適当。但し仕事のきつきからすればシシャモ（3：00～17：00腰をおろすヒマがない）、ケガニのほうがきつい。
④	現在9割（3年前から）。1割ぐらいは組合にやってもいいと思っている。	賃金差はない。他と照らしあわせてやっているから。
⑤	ほぼ妥当	
⑥	適当（だが）組合がからんでいるのが問題	適当
II ①	〔7－3〕→〔9－1〕の変化についてはそれでよい。	
②	船でやっている人には配当を認めないという組合もあるが、組合員なので平等な配分はよい。	
III ①	組合55%から10%になり、いいところだと思う。	定置のほうはちょうどよい
IV ①	漁民だけにすると率がよくなる。組合が入ると率が低くなる。配当金は500万円は欲しい。	
V ②	組合員の家族しかねないのだから労働者にまわしてもよい。配当は本当に困る者（従事者）のみを対象にしてまわすべき。	

実態調査より

表23 運営委員の選出方法について

漁家番号	意 見
H I ①	部落ごとでよい。(理事7年, 前は選挙, 今度は選考)。共経に2人に入っているが1人はやめろといっている。現在2人とも組合員だから, 本来, 組合はやめろということはできないはず(組合が10%でも1%でもとっていれば, 組合員なら権利はあるはず)。共経団体のみだと独自に規約をつくれる。組合でやると(水揚が)1億の人も, 組合員として配当をもらっている。共経団体だと20t以上的人是排除して沿岸漁業者でわけあうことができる。この人(水揚1億の人)たちがもらっているのにどうしてわれわれのようなこまいものがやめさせられるのか
②	やっぱりこのようなやり方がいいんでないの。地区によって総代の人数がちがうから。
④	特定の者ばかりでは不合理だからいいのではないか。5人に1人の割合で運営委員を出している。
⑤	賛成(地区の意見を反映させるため)
II ②	選び方はこれで良い。
III ②	多すぎるととまらない。代表が出るとよい。
V ②	実行組合ごとで5人に1人。良識ある人や過去に経験のある人を選ぶ。組合から出ていく人は問題がある。

実態調査より

表24 自営定置網漁業の分配比率(組合繰り込み分の比率)について

漁家番号	意 見
O I ①	漁があった場合には4%に減らすこともある。なるべくなら配当にしてもらいたい。
②	不適當。組合の経営が困難な場合には個人定置の負担も多くすべき。個人定置5%に対し, 自営11%。組合は皆のものだから, 定置との格差をなおしてほしい。もっと自営の比率を低くすべき。
④	適當, 漁船漁業にまわせる。個人定置からはふ化「協力金」を1尾〇円でとる。14ヶ統の個人定置がわかれる可能性がある。そうすると組合経営が成り立たない。
II ①	資金, 必要なものは確保する。1~2%下げても大してかわらないのでは。
III ①	支給される側からすると低い方がいいが, 自営方式としては本質からはずれている。本来はすべて組合に入り, そのから給料と配当に。ここではそういうやり方をしていない。もともと親方としてやってきたという経過から歩合制。
③	適當。組合へは当然のこと。やらないと漁家も発展しない。鶏と卵の関係。どちらも発展することが必要。
IV ①	理想からいえば, 従事者が網をもつのがいいが, 今の大津のやり方のほうが混乱がない。仮に8ヶ統を分けてしまうと, 誰も悪い場所にいきたがらない。いい網, 悪い網を1つにしてプールにしたほうがよい。自分たちだけでやっているところもあるが, 結局, 強い奴が残り, 弱い奴をはじき出してしまう。作ったときは同じような配分であっても結局は一部の者が多くとる。それこそ後継者も育たない。長い眼でみれば定置の親方と同じになるのではないか。
②	比率としては妥当と思う。しかし経費がかかりすぎという印象はある。経費5億位。

実態調査より

表25 自営網を増統したことについて

漁家番号	意見
O I ①	人数が増大していた。満杯だから若い人しか入れず、年寄りが多い。但し厚内では8次にむけて統数を減らすことが必要と考えている人もいる（総体数を減らす）。競願をかけられた。元自営業者が法人を作って競願をかけた。結果的には豊頃〇号を獲得した。
	② 賛成。所得のアンバランスをなくす。漁業経営の安定のためにも。
	④ 自営網は企業努力が全くない。勤労意欲がない。個人定置の場合、よい船、よい網、よい船頭が重視される。（あるいは）岩手ではふ化放流、蓄養は自分たちでやる。ここは国まかせ。
	〔大津の自営網は〕墮民養成場。いいところがとってくるのでダメな漁場では努力しない。配当は同じ。例えば厚内では2ケ統を1ケ統にして沖出しをのばすことが必要。（であるにもかかわらずできない）
II ①	自営がふえたので、後継者が確保できる（人が）ふえてきた。（但し）個人を入れて22ケ統あり多すぎるので、自営網を減らす方向になっている。ケガニの専門化の方向が出てきている。できればケガニをやりたい。漁船を遊ばしておきたくない。定置の漁も減っている。ケガニは魅力だ。
	② 安定性はある。
III ①	今までは自営に参画する人が多い。秋アジ依存。網元がよそから雇い入れた優秀な人たちを土地において組合員にしたという時期があった（個人網の罪）。道南からくる人が多かった。取り分が少なくなるので、網数をふやすしかない。これから法人化をすすめるべき。ここ2、3年かわってきたが定年制に抵抗をもっていた。（法人網は）努力のしがいがある（自分で網をつくる。あえてやろうとする）
	② 大樹、広尾に比べると狭い。6次で22（5次まで20）、8次計画を検討中。採算のあわない漁場をどうするのか（均等化）。組合としては、自営をどうするか、調整は難しい。浜（従事者を入れて）の組織化も提起している。2法人1ケ統は考えられるが、現実には難しい。企業合同も話題になってはいるが。
	③ 大津は水揚げの6%負担+販売手数料5%、残りを従業員にやっている。場所的に余地ないから網間隔少なく減らさないとダメ。減らすことは難しい。将来的には企業合同。7～8千万円以上にもっていかないとダメだから。
IV ①	賛成。組合員300人近い。3ケ統をわたたら生活費にも満たない。さらに川に2ケ統。強い者が多く給料を欲しいというのはわかるが、その人も年をとってきから弱くなる。法人をやってよかったのは一部のもの。何年かやっているうちに必ず強いものが出てくることになる。法人に移ってやめた人もいっぱいいる。自営にも戻れない。個人網に移った人は親方のほうからぬきにかかった。
	② 従業者をもっとふやしたほうがよい。後継者をふやさないと先細りになる。現在平均年齢は50歳に近い（若い人がいない）。年間雇用人数200人。このままだと150人を割るのではないか。

実態調査より

思われる。

第二に労賃支給の方法をめぐる問題がある。Ⅲ-①は「見直しの声は強く出ている。能力に応じた歩合をつけなさいという声だが、単純に年齢だけとはいえないのであまり労働能力で評価しない。」と述べ、現行の賃金規定に不満をもつ者が存在することを指摘している。またⅣ-①も「学校ですぐの者、仕事ができない者とできる者と同じ比率というのは不満もある。しかしそれをみていくと、かつての歩合制と同じになる。」と同様の指摘を行っている。かかる不満をもつ者に直接、聞き取りを行うことができなかったのも、これも推測の域をでないが、これは労賃として分配する以上、「働き」に応じた分配がなされてしかるべきとの要求とみてよいのではなかろうか。仮にそうであれば、本来、集団的な所有という性格をもちうる組合自営形態であっても、かかる所有者的性格（平等主義分配）は後退し、むしろ労働者の性格が全面にでていくといえる。広尾と比べれば地代部分も含むと思われる剰余をすべて労賃形態で分配することが、大津の場合は所有の集団的性格を後背化させることにつながる傾向をもつようにも思われる。

以上のような動向は、今日の大津における組合自営が、必ずしも従事者組合員を含む集団的所有・労働として編成されていないことを示唆している。そうであれば、漁場利用秩序を安定化させる手段としての自営定置網のもつ意義は、むしろ従事者＝労働者層の労働者の、小経営の自立志向を抑制することにあるとみたほうがよいであろう。

(2) 漁家と漁協の関係

以上のように広尾、大津ともに、定置網漁業を手段とする組合の調停的介入は、むしろ組合と漁家との対立を顕在化させてきたように思われる。かかる対立は、定置網漁業において初めて現れたものではなく、組合経営の論理と漁家の所得要求との対立に基づく以上、組合各事業を通じて発現している。総じていえば、両組合ともに各事業に対する漁家の批判は厳しく、従来の漁協経営の論理は必ずしも漁家層に肯定されていないことを示している。

信用事業については広尾のⅣ、Ⅴ類型、つまりサケマス流網を営む者と大津の定置業者を除いて、概ね消極的な関係しかもっていない。例えばⅡⅠ-①は「信用事業は大きい船が主。沿岸が20～30万貸せといってもゴタゴタいわれる。信用組合から借りることが多いと思う。」と述べ、ⅡⅢ-②も「借りることはない。組合をあてにしていない。」と述べている。また大津でもⅡⅠ-②は「組合経営の安定が第一で個人経営を考えていない。普通の金融機関から借りたほうが楽。」と述べ、ⅡⅡ-①も「利用しないようにしている」と回答している。

また、販売事業についても広尾では、情報が遅い、(職員が)仕事熱心でない、価格評価が問題、仲買人に押されて価格が不安定、といった意見が全階層から聞かれる。大津では入札業者が少なく、販路が狭いことが不満として指摘されている。特に、ホッキやケガニ、シシャモといった基幹漁業種以外の、いわゆる「雑魚」の販路拡大についての不満が特徴的である。例えばⅡⅠ-④は「シシャモの時期、他の魚はださなくて、買う魚屋がないという。よそでは小口のものも扱う。」と述べ、また現在は自営網従事のみとなっているⅡⅣ-①も「(かつて営んでいた雑定置には)小さな業者(仲買人)しか呼ばないので販路で手をあげるようになってしまう。もう少し値がでれば自分たちも続けられていたかもしれない。」と述べ、ともに小口の漁種を対象とする零細漁家の存立の困難さを指摘している。

指導事業に関しても、技術的な困難さから仕方ないとする意見も多いものの、一部には「昔は増養殖は頭になかったが、サケマスができなくなった現在でも養殖しようとしなのがこの組

表26 労働条件や賃金に関する不満の訴え先

漁家番号	意 見
〇Ⅰ①	資材に経費をかけすぎではないか、等の話が出ることもある。部落懇談会（実行組合とは別）や部会などの集まりがあったあとで。封建的な面もある。みんなのほうも仕方ないと思っている。網は今は網屋に頼むが網のわからない船頭もいる。8人の中にも格差がある。今は若いものをまとめていく力があればいい。 理事者によく思われていると得。あるいは徹底的に憎まれるか。理事者も言われるのがいやだから役につける。
②	労働条件はすべて船頭。要求はあまり出てこない。仕事が決まっている。
Ⅱ①	総代…実行組合が要望してぶつける。あまり言うことはない。
Ⅲ①	不満は組合に対していく。総代会、総会で発言が出る。人間関係に苦勞する。例えば、車の事故に伴う処分をできるだけ軽くする配慮も。状態に応じて話もする（訓辞）。慰勞として一杯飲ませることも。
Ⅳ①	船頭が一番身近か。給料…船頭にいっても仕方ない。組合で決算したものを受けとるしかない。批判できるには内容がわからないとできない。経費がどれくらいかも全くわからない。特に8ヶ統分となると全くわからない。自分のところだけだとおおよそわかるが。それを細かく計算できる人は誰もいない。網ごとの経費、決算が出ればいいがそういうのもなし。うたがう根拠もない。働いている人がタッチすることは何もない。魚をとることだけ。

実態調査より

合の特徴」(HⅡ-①),「指導はいい考え方をしているが、踏み切れない。理事の考え方が遅れている。」(HⅠ-④),「指導体制が弱い。担当の役員も。情報不足。問題提起も乏しい。」(OⅡ-②),「遊んでいる人もいるのに仕事をやらせるという考えがない。」(OⅣ-①妻),といった意見がみられ、組合の姿勢、方針自体が批判されている。

以上のように、各事業に対する不満、批判という形をとりながらも、漁家の回答は組合の経営姿勢にまで言及しており、各地域の漁業構造に規定された従来の組合経営論理の批判、漁家層の要求(自立要求)との対立の指摘がなされているとみてよい。このことは漁家層の要求に漁協が応え、漁場利用秩序を維持・再編しようとするれば、単に定置網漁業の経営形態にとどまらず、漁協経営の論理それ自体に対する批判に依っていかねばならないことを意味している。その意味では、定置網漁業は単に漁家の経済的自立要求に応えるのみでなく、対立をはらむ漁家と漁協の関係を再編成するものとして位置づけられねば、調停、或は漁場利用秩序形成の手段として機能することは難しいといえよう。

(3) 大樹水産の意義と限界

以上の二単協に対し、大樹の場合は先にみたように、定置網漁業を組合自営から法人組織に移管している。その生産力的な狙いは既述のとおりであるが、ここではそれが漁場利用秩序の再編成においてもった意義を検討しておきたい。

最初に表17を補足しておけば、定置網の所有権は大樹水産に属している。意志決定機関は取締役会となっており、株主のなかから選出されるのであるが、57年に漁協組合長が代表取締役役に就

表27 大樹水産の展開過程

年度	株主数	取締役員数	内従事者	従事者数（男子）	労 賃	一人当たり平均	職員給与	役員報酬	株主配当
51	65	6	2	20	12,704	635	—	—	—
52	65	7	2	20	19,097	955	966	1,500	3,250
53	65	7	2	17	24,876	1,463	1,767	5,000	2,437
54	65	7	3	38	97,999	2,579	2,344	4,769	22,870
55	51	7	4	57	247,064	4,334	2,796	7,000※	1,157
56	46	7	4	47	284,748	6,058	2,458	10,978※	1,730
57	46	5	4	46	301,138	6,546	—	4,560	2,070
58	46	5	4	46	290,160	6,308	—	4,538	2,070
59	46	5	4	46	256,216	5,570	—	1,282	—
60	46	5	4	46	357,858	7,780	—	2,500※	—
61	46	5	4	46	292,920	6,368	—	1,900	—

※の年度は役員報酬に剰余金中の役員賞与が含まれている。

(人, 千円)
大樹水産決算報告書より作成

任するまでは、実際に漁撈に従事する者からは船頭等の役付から2名程度（網が増統されてからは4名）選ばれるにすぎず、取締役には一般漁家、定置業者が混在している（表27参照）。51年から55年にかけては大樹水産構成員のなかにも、定置網漁業に従事する者と配当金を受け取るだけの者が存在しており、いわば広尾の共経団体に近い形態をとっている（但し漁協は関与していない）。それ故、分配方法も労賃と配当金の二本立てになっている。網数が1ヶ統であった52、53年は、表27にあるように株主配当金も一人当たりによれば4～5万円の水準であったものの、2ヶ統増統された54年には10倍近くに増加する。これは従事者38名中12名が地元外からの雇用者によって占められていたために、労賃を抑え、配当金を増額したためであるが、ここに至り、配当金方式での分配に疑問が呈されることになる。それは就労の場ができたにもかかわらず、地元外の雇用者を入れ、定置業者も含む株主が配当金を受け取るという分配形態への疑問であった。それ故、翌55年からは株主の人員削減（定置関係者の排除）、株主の直接従事が目指され、それが安定した59年からは株主配当は廃止され、労賃による分配に一本化される。ここに至り、大樹水産における所有・分配・労働は一致することになる。

この過程において、もう一つ問題になったのが「会社の一人歩き」（組合長談）である。表27にあるように56年までは従事者以外の役員が3～4名いるが、役員報酬も増加され56年には700万円を計上するに至っている。さらに、代表取締役を常勤にし、臨時職員をもう一人おくという案が出てくるにおよんで、漁協が介入し、職員は指導部より出向させ代表取締役には組合長が着くことに変更させた。また、重役会の一元管理体制を変更し、重役会と船頭会とに管理組織を二重化している。これは重役と資材メーカーがむすびつくといった弊害を防ぐため、現場の資材・労務管理の責任者と全体の事業計画、予算執行の責任者とを明確に分離することを目的としたものである。

当時の状況について現組合長は「自分たちで作った会社という認識が強くなって、当初の目的を果たせなくなった。全体の調整に目をくれないで会社のもうけを重視し始めた。」と述べている。これはわれわれの関心にひきつけられ、49、50年の時点でめざされた「複合漁業」による漁場利用を実現するための手段として作り出された大樹水産が、自立化し、組合の調停、介入手段としての意義を喪失したことを意味している。大樹水産にそくせば、それは株主の所有から取締役による経営が分離していくことによって生じている以上、調停手段としての機能の回復は所有と経営の一致（所有者＝労働者の共同労働としての経営）を回復することによってしかありえない。57年の改革は、まさにかかる回復がめざされ、取締役はすべて従事者で構成されるようになるが、その際、再び組合の指導が及ぶように、経営組織が変更されたことに留意する必要がある。つまり、大樹水産の資本としての自立を防ぎ、漁場利用秩序を維持する蓄積論理を保つには、組合全体の意志を大樹水産に反映させるような機構的整備が不可欠であったことをこのことは意味している。そしてまた、大樹水産の株主は直接には全体の意志を把握できないことも、このことは示している。

次に大樹水産が漁場利用秩序の再編成において果たした役割をみておこう。先にt数階層別漁場利用の方針が50年に提起されたことを指摘したが、大幅な漁場利用の再編は57年に行われている。その一つの柱が船型と漁場利用との関係の調整であるが、もう一つの柱に「相乗り」の廃止と夏網への就労開始があげられる。「相乗り」とは過去に着業の実績がありながらも現在、漁船を所有していない者が、現在の着業者と同等の権利者として共同経営を組むことをいい、大津では今でもみられる形態である。例えば、当時ホッキには46人の有資格者がおり、許可数が15であつ

たので $\frac{1}{2}$ の共同経営となっており、ホッキとケガニで「相乗り」が行われることにより、大樹水産の全構成員はサケ定置の漁期以外の就労の場を確保することが可能であった。しかし、ホッキは2名の乗り組員で操業可能であり、3名では過剰就業となり採算もあわない。そこで船をもたない従事者23名が船からおりることにより「相乗り」を解体するのであるが、そこで代替案としてだされたのが定置網の準備作業＝網仕立てへの従事であった。従来は全員が漁船漁業に従事していたために、この準備作業は業者に委託されていたのであるが、58年度からは設計も自分たちで行うようになり、自作体制に入っている。58年度決算報告書では「今期より就労対策を兼ねた漁網の仕立作業を準備期間の中で対応したことなどにより、今年度特に大幅な漁網の入替をしたにもかかわらず収支面では、ほぼ昨年並の実績となりました」と述べられており、日給一万円の労賃を払っても従来の資材費を下回る（参事談）といわれるように、大樹水産の経営にも好影響をもたらしている。さらに、翌59年度からは網準備の終了後に小定置網漁業を開始し、500万円から1,000万円の水揚げ高を確保することができたため、網準備作業の人件費はほぼまかなえるようになったという。これらの作業に従事できるのは非経営体階層の45歳以上の者に限定されているが、これにより彼らは4月から12月までの就業が安定化したことになる。

このように、大樹水産において就業の場を作り出すことによって、大樹の場合は経営体階層と従事者階層を分離することができた。この分離が漁民にとってもった意味を次に確認しておこう。まず、以上の過程に対する評価であるが、株式会社化については表28にあるように、分配方法と分配金額が改善されたという理由で肯定する者が多くなっている。その分配についても表29、30にあるように、賃金水準はむしろ高いという評価さえみられ（それは一つの批判でもあるが）、殆どの者が肯定している。分配方法に関しては、内部蓄積との関係でこれが限界と回答する者が多くみられ、この点は他の二単協と異なっている。このように、大樹水産の所有、分配関係はほぼ肯定されているとみてよい。

次に「相乗り」の廃止についてであるが、表31にあるように経営体階層、従事者階層ともに肯定的な評価である。従事者階層も「大樹水産のほうが安定していい」といった理由で賛成しており、大樹水産が従事者階層の就労の安定化にもった意義の大きさを確認できる。但し、「相乗り」廃止の要求が、経営体階層の後継者を就労させることを目的とするものであるとの指摘には留意すべきであろう。当面は経営体、従事者の両階層にとって就労の安定化をもたらしたことで評価されるこの再編も、後継者の確保をめぐる格差をもつとみなされる可能性があることを、示唆するものである。

このように、大樹水産を手段とする漁場利用調整は、経営体、従事者両階層の合意を得ることができたといってもよいであろう。その直接的な理由は、この再編により両階層ともに所得が増加し、就労も安定化したことにあるが、より根底的な理由として従事者階層に現れた所有者意識を重視すべきであろう。表32は調査表中で確認できた所有者意識をあらわすと思われる発言を列挙したものであるが、これによれば第一に、大樹水産内部において経営体、従事者の両者がともに株主として平等であると意識されたこと、第二に、同じく大樹水産内部において船頭と一般従業者との格差づけについても否定的であること、第三に、漁船漁業への新規参入志向が抑制されたことを確認できよう。最後の点はT I -②の回答に基づいているが、これは経営体階層に属する彼が、サケの流網への着業を考えなくなった理由を述べているものであり、敷衍すれば大樹水産の株主としてサケ定置網漁業に関わるが故に、定置網漁業を中心とした漁業を中心とした漁場利用を考えるようになった、との発言と解釈しうる。この点に、定置網漁業を中心とした漁場利

表28 組合自営から株式会社になったことについて

漁家番号	意 見
T I-①	賛成。自営なら組合に金を残し組合員全員に配当を出さねばならない。会社なら株主だけの配当になる。
②	組合自営が悪いとはいえない。他の組合には組合の理由がある。大樹の場合は皆賛成した。自分で出資して参加できる。出資した分だけ恩恵もうける。組合でやっていたら働くだけしかない。組合自営の頃は漁もあがらなかったが、株式会社になって技術もあがり、漁もふえた。とった分だけ収入がふえる。最初は配当があったけど言葉がよくなくてやめた。
③	それまで1ヶ統、それが3ヶ統にふえてよかったと思う。
④	賛成（全部組合のものになるので）
⑤	賛成。組合経営なら配当は殆んどない。
⑥	黒字になり税金にもっていかれる。会社制にすれば、配当多くもらえる。定置の人が入らないのはいい。
II-①	賛成。既存権利の維持、所得格差の是正
②	賛成。全体がうるおえる。
③	反対…出資多いので
III-①	反対。開始するのに1億円程かかった。組合員全員の財産。大きな出資や大きな水揚げをしたものの協力度。それで多く配当がくるのは当然。 6人の定置業者の配当はいらないので、それを組合に残して新しくできる港の設備投資にまわせばどうだと提案したがそれも拒否された。組合自営をやってれば中期3カ年計画のように自己資本3倍化は必要なかったはず。
②	賛成。お互いに成り立つ見通しがあった。
IV-①	いなかった。
②	賛成。配当が（自分はないけど）あった。親は株があった（10万円）→兄が引きつぐ。秋アジの漁があまりなかった（ふ化もなかった）から親は株をふやさなかった。
③	賛成。利益は組合の一般会計に入る。働いていない人々にも収入が入る。
④	それ以前は関わってなかった（サケ定置）。漁があまりなく、安く、土建業。正組合員だったので権利があった。希望がもてた。漁獲が高くなってきた。歩合もよい。メドがついてきた。
⑤	賛成。みんな賛成した。組合の中には個人定置をしている人もいる。もっていない人でやるべき。
⑥	株式会社になって、上手に喰えば1年ぐらい喰い分があった。それに参加したかった。
T IV-⑦	賛成。配当が自営より良くなる。
⑧	個人は定置二重の水揚げ、はずしてもらいたいという意向が乗組員の中に強くあった。株をもっている人は余計にもらう。従業員は25%しかない。同じ働くなら多くしてもらいたい。乗組員の意向が強かった。
⑨	出資配当の平等化のため
⑪	賛成。利益配当で大きな違いが出るのはよくない。
⑫	賛成。自営では配当金がつかない。株式会社なら漁組に関係ないから配当も自由。

実態調査より

※ T IV-⑫は個人定置従事者

表29 従事者の賃金水準について

漁家番号	意 見
T I-①	適当, 他の地域でもきまっている。
②	賃金評価…漁とれば賃金もらえるからいい。1つの会社だし互いに助けあわねば。賃金水準…比率との関係で仕方ない。 歩合…他地区をみながらつりあうよう決めている。 網作業…1万円ぐらいいは出してもらわないと。相場だろう。
③	〔船頭歩合は〕昨年下がった。それまでは倍だった。同じ組合員だから上づみにした方がいい。手当は, 船頭さんがする人としらない人の格差をつける。上と下で20万の差がある。安いとか高いとかはいえない。
⑤	適当, 賃金が倍になったから。
⑥	まじめにやる人とやらない人の手当で差をつけている(5~30万)。今のところでいい。重役できめたことだから, 不満なし。
II-①	現状でよい。個人定置より高い。歩合率もこれでよい。
②	日給評価…高い。機船の最低保障は17万円。船頭歩合…適当。網も出来あいのものを使っているのだから(個人では権限があるが)。
③	日給は少し高い。7~8千円が適当。 船頭歩合…下げてもよい。技術的には現在の船頭より上の人もいる。 誰が出ても1人権(誰もが株主で親方)
IV-①	1万円/月…秋サケからいったら高い。しかし最低保障と同じだからいいのでは。(赤字といえ減らして欲しい)
②	理事会の方でほとんど決まる。漁があればそれにみあった歩合が出るからみんな満足している。[1.6→1.3]…船頭といっても大して仕事していない。それでいい。
③	船頭が償与に差をつける。昨年は30万もらった。やっぱりよく働く人にお金を多くあげるのはあたりまえ。
④	適当。不服なし。
⑤	役職に応じたものがある。どこでもあることである。
⑥	一律は若い人にとってみたら不満はある。年にとってみたら自分達の番になるから一律の方がいい。順ぐりで自分も得する。船頭のは上げる必要はあまりない。みんな株主だから。差をあまりつけるのはよくない。先に立つ人だから1.3ぐらいいはとらないとだめだろう。
⑦	日給…適当。互いに株組織になっている。定年制をとっている。適当。部会の人8000円位でもいいのではという意見もある。
⑧	25%で1.6であったのが50%で1.3になったのだから金額的にはかわらない。35%の中から手当が出るから10万位, 一律〔賃金〕…投資額(株主としての)は同じだから必要ない。
⑨	今のままでよい。子どもの代まで考えれば同じ。最終的には1.6になる。これくらいやらねば責任とってやる人なくなる。1万円/日, 夏網は赤字だからあげたほうがよいと思うが。
⑩	25%の時は1.6で良かったが, 65%になると賃金差が大きい。だから諸手当の歩合も下げた。格差をなくすようにした。46人の話し合いでは納得している。今のやり方がいい。船頭さんがいい。重役連中もいい。
⑪	現状でよい。1万円/日…他の網会社でもこれくらいだから。船頭歩合…適正, 今でも少し高いくらい。38万~24万の格差がある。
⑫	当時は組合員全部に平等な配分をするということでやったのに今は全く違う。

実態調査より

表30 賃金分配比率について

漁家番号	意見
T I -①	適当
②	うまくやっている。賃金を出してしまうと船も買えなくなってしまう。会社で設備更新などのために、積み出しておく必要。
③	いいのではないか。役員さんで決めている。
④	適当
⑤	適当
⑥	引きあげられれば引きあげたい。今のところ適当。今ぐらいとればいい。
II -①	ギリギリであげられない。内部留保は法人税の対象になる。
②	会社を拡大するためには、65→60くらいにしておく必要がある。
③	たくさんとれた時はもっと配当部分の比率をあげたほうがよい。税金をとられるよりは良い。内部留保は会計事務所がやかましい。
IV -①	去年50%になった。税務署対策。株主の場合はわかるが、従業員はかわらない(25%)あげてもらうのは無理。
②	適当だ。給料ばかりあげても資金なくなる。
③	妥当な金額である。次の漁業の運営経費として35%はギリギリの線であろう。
④	65%以上は出さないだろう。
⑤	諸経費としての35%は必要である。必要なら多くするし、必要ないなら少くする。
⑥	多いにこしたことはないが、夏場は赤字だからそれをみこしてやってるからそれぐらいでいい。仕事をやらしてもらえからこれぐらいでいい。最初組合では配当はなく、水揚げに応じて決まっていた。
⑦	65%以上もらっては会社成りたらず。
⑧	実際上はかわらない。自分たちで投資しているのだから仕方ない。
⑨	漁によって幅をもたせているので65%でよい。
⑩	最初25%だった。この場合、税金が半分かかる。税対策。自分達で65%に決めた。ふ化事業にも金とられるから、25%だったら金残らない。会計事務所に中に入ってもらい相談。65%が一番全体の利が大きい。個人で税金払っても全体としてこちらの方が残る。
⑪	これが最低の水準。かといってあげたら経営が難しくなる。現状維持がよい。

実態調査より

表31 「相乗り」の廃止について

漁家番号	意 見
T I -①	賛成。必要以上の人数を乗せねばならない。ホッキも3, 4人でやることになる。
②	子どもが小さい時は従事者を乗せた。元々雇い・雇われの関係。株主の立場としてはそのような形にはしたくなかったが、地元の人達のためには必要。子どもが大きくなると労働力があるからいらない。部会で話しあってきめた。 個人的には反対。人をいちいち頼まなくてもよかった。全体としては賛成。
II -①	資源がなくなってきた。協業を縮小。大樹水産の春作業に15人吸収。
②	うまくいかない。兄弟でもケンカするのだから。特に漁業全体が厳しくなってきたのだから。
④	個々の経営採算、利害がからむので人間関係が大変。若い人は自己本位。
III -①	相のり…後継者があとをつがないので相のりをやめた。それがスムーズにいった。漁業がよくなってくると息子と呼び戻す。相乗りをやめたいといいだし、理事会で5年ぐらいだめたと突っぱった。ところが後継者が学校を終ると浜に残り出す。最終的にのりあわせは解除された。浜に見切りをつけたとき出ていき、よくなったら、家に息子がいるのにどうして遊ばせねばならないといい出す。
IV -①	船持っている人はゆるくなかった。船持っている人もやめさせられなかった。大樹水産できたから楽になった。
⑥	賛成。相乗りダメになったから夏場させるようにした。相乗りであっても別にメリットなかった。(兄の船に乗る前は広尾のマスだけに乗っていた。2年ぐらい相乗り)
⑦	反対。資源(特にケガニ)の関係でやむをえなかった。夏に仕事するよりもよかったので続けたかったが。
⑧	大樹水産のほうが安定していていい。
⑨	相乗りはうまくいかない。機船漁業とわけたほうがよかった。
⑪	反対。できたら船をもってやりたい。
⑫	自分の場合、ひきうけてくれる人がいたからよかったが、大樹水産に行っている人たちはひきうけ手がなかった。但し、この人たちは相乗りより夏場対策のほうがもうかるから賛成した。とりわけ反対でもない。夏場対策に行けない。

実態調査より

表32 所有者意識について

類 型	所有者意識の例
T I	大樹水産が始まる前は自分たちで(刺し網を)やりたいと思ったが、大樹水産が始まってからはあまり考えなくなった。みんなそうだ。みんな株主になったから(②)。
II	船頭だからといって気を使うことはない。株主の意味が大きい(⑥)。
IV	(賃金は)誰がでも一人権、誰もが親方(③)。 船頭の歩合は上げる必要なし。みんな株主なんだから、あまり差をつけるのはよくない(⑥)。 下からの苦情はあった。大樹水産が安定してから生活は安定してきたし、自覚してきた(③)。

実態調査より

表33 機船部会の必要性について

漁家番号	意 見
T I ①	今後も必要。
②	皆、いろいろな漁種をやっているから全部ひっくるめた部会が必要。関係ない部会に顔を出さなくなる。
③	部会から組合指導部に要望をあげる。上の調整力が必要だと思う。
④	各部の人数が少ないので各部会の内容を知ってもらうにはよい（機船部会の会議のほうが多い）。
⑤	必要。全体的な把握
⑥	別々のほうがいい。話しにならない。
II ①	お互いの理解と調整は必要。
②	数が少なく26杯しかない。組に分けてやる必要なし。
③	必要。
④	小さい組合だから総体的な意見をきくのが良い方法。
IV ②	やらないととなりたない。漁種ごとにもあるから漁種部会があってはじめて機船部会も機能している。
⑫	あったほうがいい。部会の中で話しあったってまとまりがつかない。各部会の中での検討、そこでまとめたものを機船部会にもっていく。

実態調査より

用秩序が成立する根拠を求めても間違いではなかろう。すなわち、すべての者が定置網の所有者という「自覚」（T IV-③）をもつことによって、漁場利用調整が可能となっている。そして「すべての者」というのは、従事者階層が大樹水産の内部において所有者としての性格を喪失していないことによっており、その意味で大樹水産の経営形態の変更は漁場利用秩序の形成において重要な意義をもったと評価すべきであろう。

大樹において漁場利用秩序を形成する際の、もう一つの重要な場が機船部会であるが、これが表33のように全体的な調整、さらに相互の理解の場として肯定的に評価されているのは、以上のような大樹水産の意義と密接にかかわっているように思われる。それは、一つには従事者階層の参入を防止できたことにより、利害の対立する彼らの自立保障問題を回避できたこと、二つには大樹水産に蓄積基盤を求める者としての平等性が存在することによって合意形成の現実的な可能性が拡大されたと思われるからである。機船部会の組織化によって、漁船漁業による漁場利用は漁民（経営者）の合意に基づいてなされているといえ、漁場利用者の相互理解を前提とした集団的漁場利用という秩序が形成される可能性をここにみてもよいのではなかろうか。

先に漁場利用秩序は漁家の所得、就労要求、その実現の階層的論理、組合の経営論理の三契機によって構成されると述べた。その内、漁家の所得、就労要求の実現については述べたので、他の二点について補足しておこう。階層差については上に述べた機船部会が、その克服に重要な意味をもっている。部会長によれば、各部にかかわる議題でも、各部で結論がでた場合には全体会に報告がなされ、結論がでない場合にはそのまま全体会にかけられ、第三者も入った場で討議がなされるという。この場合の第三者とはもちろん他階層の者であるが、ここではいわば調停役を受け持つことになる。この点は広尾の部会が階層間の対立を克服できないことと対比されるべき

であろう。このようなシステムが成立するのは、既述のように機船部会員全員が大樹水産の株主であることによることが大きいと思われるが、さらに、許可漁業も含めてすべて組合に一次的な所有権が認められていることも、それに劣らず重要な要因である。部会長によれば、許可も組合から借りたもので、サケマスの権利も組合の管理のもとにあるという。表34はそれに関する意見を聞いたものである。但し、内一名は組合長であり、もう一名は部会長であるのでそれらを除くと、支持、不支持ともに一名ずつであり、かかる理念が定着しているか否かは判断できないが、減船に際して金銭による解決を避けるための対応として、その所有権を制限するという対応は注目し。今日の階層間対立が所有権の自立化傾向をもたらしつつある状況では、集团的所有権としての性格を明確にすることが階層差を克服するために必要なことを示唆すると思われる。

また階層間対立のバリエーションとして現れる地域間対立についても、大樹では漁港期成会の一本化、重要役職の地域間割り振りによる派閥形成の防止（「一人で全部やることはない。部落で派閥を作らない。組合内部、理事会もがたがたになってしまう。」TⅢ-①）によって、その発生を防いでいる。

最後に組合経営の論理について簡単に述べておこう。先と同じく、各事業に対する意見をみておくと、大樹の場合は総じて批判的な意見が少ない。経営体階層においては信用事業も指導事業も概ね肯定されている。このことは逆に、批判的な見解をもつだけの積極性がない（回答でも「いいのではないかな」というものが多い）ともいえ、特に従事者階層においてはそれは顕著（「関係ない」との回答）であるが、例えば販売事業についてはホッキは他の単協よりも高価格を実現していることを評価する者が圧倒的であるし、また職員についてはほぼ全員が「よく働く」と肯定的に評価している。これらを含めて考えると、大樹の場合には組合経営のありかたについて、組合員に了解されているといってもよいであろう。この点については大樹の組合経営史も含めて考える必要がある。大樹では30年代半ばに組合経営の破綻が生じ、40年には整備指定を受けている。この間、職員は3名にまで減らされ、当時の青年部が中心になり、各種の委員会を構成し、組合業務にあたることになる。それ故大樹では、組合業務を組合員の共同業務として遂行しつつ、それを漸次、組合職員に任せていき、後背施設も組合資産として共同で整備を進めていかざるをえなかった。そしてそのための自己資本の充実、組合員の直接出資の増額のみならず、組合経営上の剰余金を蓄積することによってまかなわれている。その結果、大樹漁協の自己資本利益率は他地域の2～3倍以上（特に49年には49%）を記録するのであるが、その主たる収益源は販売事

表34 サケマス流網の許可の移転に組合の承認が必要であることについて

漁家番号	意 見
TⅡ-①	賛成。組合でなければ調整不可能。個人にしたら力のないものが亡びてしまう。
③	自分で金出して買ったから自分の権利。
④	賛成。大樹の組合から許可を減らさない。
⑤	個人のものとして、それをおもてに出すと「とも補償」が問題となる。家族構成の変化でいつかはやめねばならないこともあるし、小さい船に転換することもある。組合の財産として考えないと調整がスムーズに行かない。個人の既得権にしてしまうと金で売り買いされ、残るものに圧迫を加えることになる。

実態調査より

業であり、それはさらには組合員漁家の生産力増大に支えられていたことは、既に指摘したとおりである。大樹では40年代から50年代にかけての組合員の自立過程は、同時に協同蓄積の進展過程でもあったのであり、漁家と漁協の関係もかかる脈絡において、疎遠なものとはなっていなかったと思われる。

しかし、実際に集団漁場利用秩序を形成するためには、以下のような課題が存在することも指摘しておかねばならない。第一に、大樹水産の従事者が大樹水産には関心をもっても、漁協にはかならずしも同様に関心をもつとはいえないことがある。TⅢ-①は「大樹水産に働く人は、大樹水産に興味はあっても漁組には興味はない。大樹水産の総会には全員がでるが組合の総会には委任状、欠席が多い」と述べているが、56年に至るまでの「会社の一人歩き」を許した理由もこの点に関わっているように思われる。つまり、大樹水産の構成員（特に従事者）は直ちに全体の漁場利用を考えられる位置にはないのであり、その意味では大樹水産は組合員の共通の蓄積基盤になったとはいえ、「私的」性格を免れないものであるといえよう。もちろん、この点では57年以後、組合長たる社長から船頭をつうじて各従業員にいたる情報ルートが整備され、従事者階層も組合全体を見渡しようような配慮はなされている（従事者階層でも情報量格差は感じない、とする回答が多くなっている[違いなしとする者は5/9、ありとする者は2/9]）。

第二に、先にも述べたように、経営体階層は57年の「相乗り」廃止以後、家族労働力を充実させ経営的な安定化を実現しているが、このことは漁家としての世代再生産の条件が整備されたことを意味している。これに対し、大樹水産従事者階層の場合、後継者はやはり漁船漁業従事者として就労するしかなく、世代再生産は地域内に雇用の場が存在すること、あるいはそれが創出されることが必要であるという意味では、私的にはなしえない。現在のところ、TⅣ-⑩のように「隣のAさんも広尾の人をつかっていたが、うちの息子を雇ってもらうようになった。（定置の）機関長だったから（定置業者の）Bさんとはよく話していたが、彼も地元をつかってくれといていた。地元就業はよかった。息子が漁業をやるようになってから振興構想が生きてきた。」という肯定的な評価も存在するが、54年に組合員となったTⅣ-①の場合は「自営漁業をきりもりしたい」との要求をだしている。これを後継者世代の安定就労要求とみれば、大樹水産従事者の世代交替に際し、それを安定的に進める体制について問い直されることが予想される。組合では、長期的にみれば現在の従事者階層が後継者を得て経営体階層に移行することもあり、その逆もありうると説明するが、それを実現するには、経営体階層の「家」としての世代再生産という私的性格を全体調整に対立しないものにするような、何らかの制限を加えることが必要となってくるように思われる。

第三に、大樹水産が全体の蓄積基盤になったとはいえ、それは必ずしも全体の蓄積論理を同じものにするものではないことがある。機船部会で今後とりあげたい課題について尋ねたところ、ホッキを中心とする経営体（Ⅰ類型）は全員が「特になし」と回答しているのに対し、サケマス流網を営む経営体（Ⅱ類型）では4名中2名が、イカやタコなどの漁船漁業の展開が必要と回答している。即断はできないが、沿岸漁船漁業を営む階層では大樹水産の下支えによって「定常状態」に入ったのに対し、サケマスを営む漁家は大樹水産を基盤としつつ、生産力の一層の発展を模索しているように思われる。今までは、サケマスといえども、実績が浅く、また40年代は同一階層であったために先にみたような全体調整も可能であったが、仮に今後の漁船漁業の展開が上層漁家の蓄積努力の結果とみなされるようになれば、従来のような全体調整は容易ではないであろう。その時に、機船部会からサケマス漁業部会が独立したことが、再度問題となるように思わ

れる。

5. ま と め

小論の課題は商品化の進展がもたらす沿岸漁民の「疎外」の構造を把握することにあった。分析の結果を要約すれば、第一に、商品化の進展は確かに漁民の私的自立傾向をもたらしつつある。漁家の「家」としての漁業権集積対応は、部会の私的組織化傾向とあいまって、沿岸漁業においても私的所有権（近代的所有権）の確立傾向がみられることを示唆する。しかし第二に、かかる傾向は同時に階層差をも展開するものであった。組合員としての対等・平等性が主張される一方で、漁船投資・資本回収の安定性を求める要求から過剰人口をかかえこむ共同経営を維持する対応まで、沿岸漁家の私的対応の内容は分化している。このことは私的所有権として形式は同一であっても、各々の蓄積論理、漁場と労働力の結合論理は対立を含むものであることを意味している。そして後者こそが所有関係を再生産するものであるが故に、私的自立傾向は漁民間の対立を不可避としたといえる。さらに、第三に、漁家の蓄積は素材としての自然の再生産をも各々の論理にしたがって実現しなければならないが、今日の当面する生産力的な課題は漁場と労働力の総体的な管理を不可避とするものであり、その意味では地域的な漁場利用主体の構造と機能が問われている。そして第四に、以上に基つき、生産力・生産関係の両面において、漁家の蓄積を保障するものとして、漁協（さらに行政）の介入・調停が求められることになる。そのための手段とされたのが定置網漁業であったが、その所有・分配・労働の諸関係は各地域の分解＝私的自立の形態、さらに漁協経営の論理に規定されて必ずしも漁家の自立的要求（所得・就労要求）と整合性をもっていなかった。そのため漁家と漁協の関係は対立をはらんでもいたのであるが、広尾と大津では逆に所有と経営、労働を分離することでかかる対立に対処しているともいえる。最後に第五として、大樹では定置網漁業の所者・分配・経営・労働を一致させることによって漁場利用者全員の平等性（定置網漁業の労働者であり所有者）を実現し、集団的漁場利用秩序を形成する可能性を開いたといえよう。ここでは機船部会の組織化によって、漁船漁業においても集団的管理の可能性は開かれており、それによりサケマス流網の許可に典型的にみられるように、漁場用益権の私的自立化に制限を加えることを試みていたのであった。

以上の結果をふまえて、当初の課題に対する若干のコメントを記しておこう。第一に、小論では「集団的漁場利用秩序」なる概念を使用した。その定義、或は構造の不明確さは自覚している。特に客体的に把握される「秩序」と主体の側が有する「秩序」形成の論理（規範）との関連に論及していない点は問題とされるべきであろう。にもかかわらず、あえて述べれば、かかる秩序形成は沿岸漁場利用の限界層の自立を保障することによって可能となるといってよいのではない。それは大樹で典型的に現れたように、漁場用益権の所有から排除される労働者、あるいは停滞的過剰人口に直結せざるをえない漁家の自立をいかに保障するかという問題である。大樹の事例が示唆することは、彼らの自立において所有と労働の一致、さらに敷衍すれば労働に基づく所有を集団的に実現することが重要であることである。いわば所有ではなく労働に基づく平等性を実現することによって、初めて限界層の自立化も達成されるように思われる。このことの実践的意義は、今日、産業としての存立が危ぶまれる下で依然、過剰人口圧を強めている沿岸漁業が、産業としての自立を展望しようとするれば、単なる制度上の変更ではなく、労働に基づく平等性によって組織された集団的な主体が形成されるか否かが、主体的契機に関わる問題として重要であることを示す点にある。かかる主体は内訌化された過剰人口問題を克服する実践主体として、産

業的自立を担いうる主体であるように思われる。

第二に、「近代的人格として指定されることによる矛盾」についても簡単にふれておくべきであろう。商品関係の展開は個人の実体（自然・労働力）と形態（価値をうむ限りでの生産力）を分離する。普遍性をもつ実体に対し、形態はさしあたり個別的であるが、両者を統一する主体的対応が、近代的人格においても問題とされねばならない。小論によれば、それが蓄積論理であったのであるが、それは階級・階層による差異をもつ特殊な論理であるにもかかわらず、商品所有者（或は協同組合員）としての形態の普遍性を再生産している。しかし、実体の再生産まで問題とされる時、蓄積の特殊な論理は対立せざるをえなくなる。ここに近代的人格間の対立をみてよいとすれば、その解決は実体と形態とを統一する論理の普遍性を獲得することによってしかありえない。そこに労農同盟の成立、さらに近代的人格の解放も展望されると思われるが、かかる一般論の展開は他日に期さざるを得ない。

第三に、冒頭で述べた学習内容論についても、さらに簡単にふれておこう。小論の展開によれば、疎外の止揚は労働に基づく普遍性を獲得していく過程と考えることができる。そうであれば、学習内容は実体の普遍性を保障する形態の普遍性を要求することを課題としつつも、その核心にすえられるべきは蓄積の論理（両者の統一の方法、労働のありかた）であるように思われる。

最後に、今後の課題について述べておけば、以上のまとめでは肝心であるはずの漁家の蓄積論理について更に検討する必要がある。三単協の比較はもちろんのこと、特に大樹における漁協介入の結果、漁家の蓄積論理にいかなる変化がみられたかは重要な論点であろう。その点に関わって、漁家の蓄積論理を検討する方法についても吟味が必要である。資本蓄積論では、周知のように素材、関係の再生産とイデオロギーが問題とされるが、そのうち小論でてがけた「所有者意識」は、イデオロー分析としては甚だ現象的であることは否めない。個別経営レベルでの経営目標論とも関連を保ちつつ、それを分析する方法自体について検討する必要性を特に痛感している。この点をぬきに、漁業における「報徳思想」の普及や、今日、組合や行政が有する「資源管理」イデオロギーの評価はできないであろう。

注記

- 1) 石田雄『現代組織論』, 岩波書店, 1961年, 第2部第2章参照。
- 2) 川島武宜『所有権法の理論』(『川島武宜著作集 第7巻』, 岩波書店, 1981年所収)
- 3) 調査対象者は広尾, 大津では営漁類型別に部会長, 及び任意抽出者の若干名を, 各類型の人数に比例するように選出し, 大樹では組合員数が少ないので二つある集落のうちの一方の全員を対象者とすることにした。しかし面接時間の制約等により, 予定した対象者に必ずしも面接できず, サンプル数は表2にあるように極めて少数となってしまった。したがって以下では, 調査データに基づく定量的な分析よりも, 限られた幾つかのデータを定性的に分析し, 試論を構成するにとどまらざるを得ない。
- 4) 『広尾漁業協同組合設立30周年記念誌』より。
- 5) 例えば「ニシンがだめになって, 汐虫が脚光を浴びて乾燥機を入れた。汐虫は動力化の基礎になった。」(TⅢ-④)という発言。
- 6) 加瀬和俊『沿岸漁業の担い手と後継者—就業構造の現状と展望—』, 成山堂書店, 1988年を参照。
- 7) 特に近年のサケマス流網の賃金は最低基準の34万円となっており, 「サケマスに乗るくらいなら, 拾いコンブのほうがよい」(HⅠ-①)という声も聞かれる。
- 8) 『広尾漁業協同組合設立30周年記念誌』より。
- 9) 「チェーン振り」は海上に浮かべた丸太からチェーンをつるし, 波動によるチェーンの移動により雑

藻を駆除するものである。なお調査対象者12名中、11名が効果があると認めている。

- 10) 増田洋「漁業協同組合の漁業自営に関する一考察—北海道におけるサケ定置網漁業の実態から—」(『漁業経済研究』第22巻第3・4号合併号, 東京大学出版会, 1976年)を参照。